

龍谷大学 社会学部紀要

第 68 号

論 文

- 介護保障における老人福祉法と介護保険法の問題点と課題
——高齢者の介護保障を受ける権利の実現のために—— …………… 肖 栄 栄 (1)
- 跡継ぎ息子のいない中国農家の生活戦略
——「一人っ子政策」後の華北農村を事例として—— …………… 閻 美 芳 (18)

翻 訳

- エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本-ヨーロッパ』第6章(その3)…………… 貫井 隆・舟木 徹男 (30)

小 特 集

- 公共社会における社会福祉学の視点
——公共性の危機に向けたソーシャルワークの貢献—— …………… 栗 田 修 司 (39)

2026

龍谷大学社会学部学会

〈論 文〉

介護保障における老人福祉法と 介護保険法の問題点と課題

——高齢者の介護保障を受ける権利の実現のために——

肖 栄 栄

要旨：2000年の介護保険法施行以降、同法に基づく介護サービスは、高齢者の介護保障において重要な位置を占めている。しかし、介護保険法には、「費用負担の問題」や「サービス提供責任の問題」、「介護の社会化」をめぐる問題などが存在しており、高齢者に対して人権としての介護保障を受ける権利が十分に保障されていない。介護保険法制定以前においては、老人福祉法に基づく「福祉の措置」が、行政の公的責任、公費負担、現物給付といった原則のもとで、高齢者の介護保障を担ってきた。ところが、介護保険法の施行により、高齢者に対する公的介護保障の中心は、老人福祉法に基づく「福祉の措置」から介護保険制度へと移行した。本稿は、高齢者が介護保障を受ける権利を実現するために、老人福祉法に基づく「福祉の措置」の意義と、介護保険法が抱える問題点を検討することを目的とする。あわせて、介護保険法施行後における老人福祉法に基づく「福祉の措置」の位置づけについて、両制度の関係性を明らかにする。

キーワード：介護保障、介護保険法、老人福祉法に基づく「福祉の措置」

1. はじめに

2024年の日本の総人口は1億2,380万人であり、そのうち65歳以上の人口は3,624万人、高齢化率は29.3%であった（内閣府2025）。高齢化に伴い、要介護者または要支援者の数は増加しており、2022年度には681.4万人となっている。これは、2012年度の545.7万人から135.7万人の増加である（内閣府2025）。このような背景から、高齢者の介護が社会問題となっている。介護保障とは、要介護者が人間らしい生活を維持できるように、社会的・経済的・法制度的に保障するものである（山脇2001）。井上（2001）は介護保障法について、「疾病、障害や高齢等により日常生活に支障があり、あるいはそのおそれのある者に対して、必要な身体的・精神的・生活上の介護サービスを、国民の権利として保障する法の体系」と述べた。

介護保障の水準と範囲について、伊藤（2007）

は、「介護ニーズを有する要介護者について、個々の『最低限度の生活』水準を明らかにする実態分析を積み重ね、要介護者にとっての『健康で文化的な最低限度の生活』を典型的に具体化していくこと」が重要であると主張している。田中（2021）も、全ての要介護者に対して、個々に必要とされる水準の介護保障、すなわち介護に関する最低限の生活保障の実現が求められると指摘した。要介護高齢者、特に中重度の要介護高齢者が人間らしい生活を送るためには、必要とされる介護サービス量（利用時間）の確保と、人間の尊厳を守る質の高い介護サービスの保障が不可欠である。すなわち、要介護高齢者が健康で文化的な生活を営むことができるように、最大で1日24時間の介護保障、または個々の状況に応じた介護サービスの量（利用時間）と質を確保することが重要である。

本稿は、人権としての介護保障を受ける権利という視点から、高齢者の介護保障に関する法制度

を考察する。介護保障を受ける権利は、憲法 25 条（生存権および国・自治体の保障義務）、14 条（平等）、13 条（個人の尊重、人間の尊厳）に基づき、その規範内容は、所得の多寡や居住地域にかかわらず、要介護者の自己決定と社会参加を保障しつつ、人間らしい水準の介護を平等に向上・増進することにある（田中 2002）。

2000 年以降、介護保険法に基づく介護サービスは、高齢者の介護保障において重要な位置を占めている。介護保険法のほかにも、高齢者の介護保障との関連が深い制度・政策として、老人福祉法に基づく「福祉の措置」、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、生活保護法に基づく介護扶助などが存在する。本稿では、要介護高齢者が介護保障を受ける権利の実現に向けて、高齢者を主たる対象とする老人福祉法と介護保険法を取り上げ、両制度の関係について検討する。

1963 年、高齢者を対象とした独立した法制度として、老人福祉法が創設された。老人福祉法は、「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ること」を目的としている（制定当時の老人福祉法 1 条）。同法に基づく「福祉の措置」は、行政責任、公費負担、現物給付を原則として、高齢者の介護を保障してきた。しかし、1980 年代には、「福祉の措置」をめぐる、福祉サービス請求権の有無が不明確であること、利用者の選択の自由が保障されていないこと、福祉施設が措置委託費に依存しているため施設間でサービス向上の競争が生じにくいこと、さらに、一時的な救済を目的として作られた制度であることなどが批判された。こうした背景のもと、「介護の社会化」や「選択の自由」、「権利性の保障」などを名目として、1997 年に介護保険法が制定され、2000 年には介護保険制度が施行された。介護保険法の施行によって、老人福祉法に基づく「福祉の措置」の多くは、介護保険における「契約方式」へと移行した。介護保険法では、事業所と利用者本人との契約に基づいてサービスが提供され、利用者は介護サービスを選択できるようになった。さらに、保険料と公費を組み合わせた財政構成方式や、応益負担の仕組みが導入されたほか、介護分

野への営利企業の参入も認められた。

介護保険制度では、応益負担や居宅サービスにおける要介護度に応じて、保険給付の上限額（区分支給限度額、以下「支給限度額」と言う）が設けられている。そのため、要介護高齢者、特に中重度の要介護高齢者にとって、必要とされる介護サービス量（利用時間）が完全には提供されていない実態がある。それに付随し、不足する介護サービスを家族が補わざるを得ない状況となっている。その結果、①多くの人が介護・看護を理由として離職する⁽¹⁾、②要介護者がいる世帯の半数以上が「老老介護」であり、共倒れのリスクが高い⁽²⁾、③長期間の介護に疲れた親族による介護虐待・殺人が続出するという問題が生じた⁽³⁾。さらに、家族による対応が困難な場合は介護保険外サービスの利用が多くなり、膨大な自己負担（介護保険外負担）が生じるため、在宅介護が困難になる（伊藤 2002、久保 2023）。多くの高齢者は「在宅介護の限界」や「介護が必要な状態」、「経済的理由」などにより、自宅を離れて施設へ入居せざるを得なくなった⁽⁴⁾。しかしながら、高齢者が要介護状態になったとしても、人にはどこで生活するのか、どのような生活を送るのかについて、自らの生活を自ら決定する権利がある。要介護高齢者が人間らしい生活を送るためには、介護保障を受ける権利の実現が重要である。そのためにはまず、介護保険法の問題点を明らかにすることが不可欠である。

介護保険法の導入後も、老人福祉法に基づく「福祉の措置」は残っているが、その適用は、「やむを得ない事由」により介護保険法の利用が困難な場合のみとされている（老人福祉法 10 条・11 条）。また、介護保険給付の支給限度額を超える給付が必要な場合でも、介護サービスの提供という現物給付の形で、「福祉の措置」による給付が認められている（伊藤 2008）。このように、老人福祉法に基づく「福祉の措置」は、介護保険法を補完する制度として存在している。

本稿は、高齢者が介護保障を受ける権利の実現に向けて、老人福祉法に基づく「福祉の措置」の意義と介護保険法の問題点を検討することを目的とする。あわせて、介護保険法施行後における老

人福祉法に基づく「福祉の措置」の位置付けに着目し、両制度の関係を明らかにする。

2. 老人福祉法に基づく「福祉の措置」の導入と意義

2-1. 「福祉の措置」の導入

日本は1950年代後半から高度経済成長期に入り、若年層が労働力として大都市へ集中したことにより、都市部の人口過密化や地方の過疎化が進行するとともに、核家族化や女性労働者の増加(社会進出)など、従来の生活から大きく変化した。くわえて、高度経済成長期以降、平均寿命の延伸に伴って高齢者人口が急増し、「寝たきり老人」や「痴呆老人(現認知症高齢者)」の介護問題、さらには私的扶養機能の低下といった問題があった。また、その一環として、「自分たちでいのちを守った村」、「赤ちゃんを死なせない」、「乳児死亡率ゼロ」の活動で知られる岩手県沢内村における医療運動による高齢者医療費無料化や、長野県佐久総合病院を中心とした高齢者を含む地域医療運動をはじめ、戦前からの基盤を背景として、1950年代から医療と福祉が一体となって前進した(永岡 2023)。

以上のような背景を踏まえ、高齢者全体を対象とする新たな法制度として、1963年に老人福祉法が制定された。なお、老人福祉法制定以前の高齢者福祉は、生活保護法に基づく養老施設のみであり、主として貧困状態にある高齢者を養老施設に「収容」(当時の用語)して救済するものであった。1956年に長野県内で始まった「家庭養護婦派遣事業」は、上田市の家庭養護婦派遣ボランティア事業をモデルに創設された。その後、1958年には大阪市で臨時家政婦派遣制度が発足し、自治体・地方における先行的事業となった。1962年には国庫補助事業となり、1963年の老人福祉法により「家庭奉仕員制度(現訪問介護)」と呼ばれるようになった。

老人福祉法制定に至るまでの主な経緯を見ると、1953年に潮谷総一郎(熊本慈愛園長)と杉村春三両氏⁵⁾によって福祉現場から出された「老人福祉法試案」が挙げられる。1958年には全国養老事業関係者会議において、「老人福祉法の内

容にはどのようなものが含まれるべきか、また、その制定を促進するためにはどうするのが最も効果的か」という議題が検討された。こういった状況を受け、1961年には厚生省から「老人福祉法案要綱試案」が発表された。そして、1963年に老人福祉法案が国会で可決され、同年に老人福祉法が施行された。

老人福祉法制定の趣旨は、各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生事務次官通達「老人福祉法の施行について」(1963年7月15日発社第235号)によると、次のとおりである。

戦後における老人の生活は、社会環境の著しい変動、私的扶養の減退等により不安定なものとなり、さらに高齢人口の増加の傾向と相まって一般国民の老人問題への関心はとみに高まり、老人福祉のための対策の強化が強く要請されている現状である。

このような状況に対応して、老後における所得保障の体制を整えるため、既に昭和三四年には国民年金法が制定されたのであるが、さらに進んで児童福祉法、身体障害者福祉法等に対応すべき老人福祉法を制定し、老人福祉に対する社会的責任の存在を明らかにすることが各方面から要望されてきたのである。

一方、老人福祉対策は、この関連するところが極めて広範囲にわたる関係もあって、法制上区々にわたり、かつ、必ずしも十分でない現状にあるので、この際単一の法律を制定し、可能な限りこれを総合的に体系化し、その強化拡充を図ることが老人福祉の向上のために極めて緊要であることにかんがみ、本法の制定を見るに至ったものである。

日本の社会福祉は、第二次世界大戦以前には、その大部分が民間による慈善事業として提供されていた。一方、戦後は「福祉の措置」を柱として、憲法25条を基本とした公的責任と人権保障の制度として展開された(中村 2023)。戦後もなく制定された生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に加え、精神薄弱者福祉法(現知的障害者福祉法)、老人福祉法、母子福祉法が相次い

で制定された。これらの社会福祉サービス法は、児童や障害者、高齢者などの対象別に立法され、それぞれの法に「福祉の措置」規定がある。岸田(1998)は、社会福祉の措置とは、「社会福祉各法の定めに基づいて、措置権者である地方公共団体が、『福祉に欠ける』児童や障害者、高齢者などに対し、社会福祉施設への入所の保障をはじめとする、人権保障に必要なものとして義務づけられている『行政のなすべき仕事』である」と指摘した。また、「福祉の措置」に基づき施設福祉サービスや在宅福祉サービスを提供する際に要する費用は「措置費」、自治体から社会福祉法人にサービスが委託され、それに伴う支出金は「措置委託費」と言う。さらに、老人福祉法に基づく「福祉の措置」を実施するに当たり、①行政機関は、要介護高齢者に対するサービス提供の要否および提供内容を決定する、②措置決定に基づき、行政機関は施設などに委託してサービスを提供する、③行政機関は、要介護高齢者およびその扶養義務者の負担能力に応じて、サービスにかかる費用負担額を決定する、④要介護高齢者等の費用負担分を除いた部分について、行政機関がサービス提供者に対し、措置委託費として支出する。以上から、老人福祉法に基づく「福祉の措置」は、行政の責任および応能負担といった原則に基づき、高齢者の介護を保障する役割を果たしてきたことが分かる。

2-2. 「福祉の措置」の意義とその解体

「福祉の措置」の意義は、成瀬(1997)、浅井(1999)、伊藤(2008)の研究から、次の4点にまとめられる。第1に、「福祉の措置」は、憲法25条に定める生存権保障を具体化する社会福祉行政の実施制度として作られ、高齢者や障害者などに対して必要なサービスを現物給付して、要保護者の生活を保障してきた。第2に、「福祉の措置」では財政責任を含む公的責任が明確化され、非営利原則に基づいて、社会福祉法人に支出する安定的な措置委託費により、サービス提供の安定性と継続性が確保されてきた。第3に、「福祉の措置」は、所得に応じた応能負担と最低基準の設定によって、全国共通の福祉水準を確保してきた。第4

に、「福祉の措置」は応能負担の設定により、利用者は所得によらず必要なサービスを要求する権利を保障してきた。このように、「福祉の措置」は戦後の日本社会福祉において重要な役割を果たしてきた。

1980年代に入ると、憲法25条の理念を反映した「福祉の措置」に対して、「措置制度は時代遅れである」や「利用者が選択する仕組みではない」、「利用者 と提供者との関係が対等ではない」といった批判が登場した。当初は、措置費の8割という高率な国庫負担に対する批判であった。それは、公的責任の表れとして国庫負担率が8割である「福祉の措置」に対して、それが「高率である」とする批判である。こうした批判を受け、国は1985年に「高額補助金の整理合理化暫定措置法」を施行し、それまで8割であった社会福祉措置費の国庫負担を、1年限りの暫定措置として、7割に削減した。さらに1986年には、「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」が成立し、1985年限りとされた補助金削減措置が、1986年度から1988年度まで延長された。1989年には、「国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律」により、措置費に係る国庫負担率は5割へと引き下げられた。これら一連の国庫負担削減によって、国の公的責任が後退していったことは明らかである。1990年代以降は、国庫負担率の問題にとどまらず、「措置制度廃止論」へと議論が展開されていった。厚生労働省は、①サービスの対象者が行政処分の対象とされていること、②効率性や創意工夫に欠けること、③利用者にとって選択や利用がしにくい点があること、④利用者 と提供者との間の法的な権利義務関係が不明確であることなどを理由に、措置制度に対して批判的な見解を示した。1997年には、保育措置制度を実質的に廃止する内容を含む児童福祉法改正が行われ、この動きは福祉分野における「最初の措置制度廃止」と位置付けられた。同年、社会保障構造改革の「第一歩」として介護保険法が制定された。介護保険法の施行により、高齢者の公的介護保障の大部分は、老人福祉法に基づく「福祉の措置」から介護保険制度へと移行した。

確かに、これらの問題は一部に存在している

が、それらは制度そのものの問題というよりも、主として運用上の問題であると考えられる。例えば、「措置は市町村による行政処分」であるため、提供されるサービス内容に関する情報提供が十分に行われておらず、サービスを選択しにくいという問題がある。「措置は市町村による行政処分」という点から、「利用者と提供者の間の法的な権利義務関係が不明確」との批判があるが、そもそも行政法では行政庁＝決定を指しており、国民の側から申請する利益的な措置決定も含む（浅井1999）。制度面を見ると、「福祉の措置」は、行政の公的責任に基づいて実施され、財源は公費方式、給付は現物給付、利用者負担は応能負担という原則によって構成されている。すなわち、老人福祉法に基づく「福祉の措置」によって指定された介護サービスが提供されることで、要介護高齢者は費用負担を心配することなく、必要とされる介護サービス量（利用時間）が保障される。したがって、老人福祉法に基づく「福祉の措置」は、高齢者の介護保障を受ける権利を保障する制度であると位置付けられる。

3. 介護保険法の制定と問題点

3-1. 介護保険法の制定と概要

介護保険法は、従来の老人福祉法に基づく「福祉の措置」を解体する形で創設された。この法律の下では、利用者は事業所との契約によって介護サービスを利用する。介護保険制度の特徴について、厚生労働省（1998）は、「利用者が自由にサービスを選択して利用できること」、「保険料負担と給付の関係を明確化することによる権利性の確保」、「民間サービスの活用による選択肢の拡大」などを挙げている。一方で、2000年に発足した介護保険制度は、措置制度の解体を通じて介護分野における国の責任を相対的に軽減し、財政支援を抑制する意図で導入されたとの指摘もある（井口2018）。このように、介護保険法をめぐる議論があるため、これらの先行研究を踏まえつつ、介護保険法制定の背景を考察し、制度創設の意図を明らかにする必要がある。

1973年に石油ショックが発生し、スタグフレーションが続くなかで、政府は「福祉見直し」

と呼ばれる福祉抑制政策を開始した（高島1995）。こうした中で高齢者介護の実態について、伊藤（2002）は「1981年に発足した第二次臨時行政調査会にちなんで、臨調・行革路線とも言われるこの政策は、福祉への公費支出の抑制・削減を進め、その結果、福祉施設やホームヘルプサービスなどの在宅サービスは大幅に不足することとなった。家族介護がその基盤を失っていたにもかかわらず、長期化、重度化していく高齢者介護を家族に担わせた高齢者福祉政策の貧困と歪みは、高齢者の虐待、介護疲れによる殺人や心中など、『介護地獄』とまでいわれる悲惨な状況を生み出した」と指摘している。少子化による家族規模の縮小や女性の社会進出に伴い、高齢者の介護を家族が担うことは困難な状況となっていた。くわえて、特別養護老人ホームが少なく、医療機関の老人病床が比較的多かったことや、老人医療支給制度により医療機関の利用者負担が少なくなったため、福祉施設を利用するよりも入院したほうが、経済的負担が軽いという状況が生じた。その結果、医療対応の必要がなくなっても長期入院を続ける、いわゆる「社会的入院」が社会問題化した。これと同時に、1990年代から利用者の権利と選択の自由が強調されるとともに、社会福祉事業の市場化を促進するために、社会保障構造改革が行われた。

以上のような背景を踏まえ、1994年には「社会保障将来像委員会第二次報告・21世紀に向けての社会保障の基本的考え方」が公表され、公的介護保険の創設が提起されるとともに、介護保険法について検討し始めた。同年12月には、厚生労働省内に設置された高齢者介護・自立支援システム研究会が、「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」と題する報告書を発表し、介護保険制度創設の必要性を強調した。さらに、1995年7月には、社会保障制度審議会が33年ぶりに勧告を行い、介護保険制度の創設を提言した。これを受けて、老人保健福祉審議会が「中間報告」と「最終報告」を提出し、厚生労働省を中心に介護保険法案がまとめられた。そして1997年に、社会保障構造改革の「第一歩」として介護保険法が制定されるに至った。

介護保険法で定められている介護保険給付には、介護給付（要介護状態にある場合）、予防給付（要支援状態にある場合）、市町村特別給付（要介護状態等の軽減または悪化の防止）の3種類がある（介護保険法 18 条）。介護保険給付の内容および水準については、要介護者が「その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」と規定されている。しかし、介護保険の居宅介護サービスには支給限度額が設定されているため、要介護高齢者はその枠内でしか介護保険サービスを利用することができない。介護保険における利用者負担は、介護サービスに要した費用の1割（一定以上の所得者については2割または3割）とされているが、支給限度額を超えてサービスを利用した場合、その超過分は全額自己負担となる。確かに、自己負担額が一定額を超えた場合には、高額介護サービス費が償還払いされる制度が設けられており（介護保険法 51 条）、生活保護受給者には、生活保護法に基づく介護扶助として自己負担分が現物給付される（生活保護法 15 条の2 項）。高額介護サービス費の償還払い制度において、自己負担額の上限はあるものの、利用者の所得に応じて上限が設定されるため、それなりに負担が生じる（表 1）。また、施設に入所している場合、介護保険サービスに係る自己負担分は高額介護サービス費の償還払いの対象となるものの、施設での食費や日常生活費はその対象外とされている。さらに、介護保険法は、生活保護受給者を含む非課税世帯などの低所得者に対しても保険料の負担を求める

とともに、サービス利用に応益負担を導入し、支給限度額も設定している。その結果、経済的理由によって必要な介護サービスを受けられない要介護高齢者もいる。

介護保険制度は、制度施行後、定期的に改正が行われてきた（表 2）。その内容を概観すると、利用者負担の増加やサービス利用制限の強化を通じて、人権としての介護保障に対する国家責任が後退する方向で制度改正が進められてきたと考えられる。例えば、2005 年の介護保険制度改正では、従来の要介護 1 の一部が要支援 1・要支援 2 という新たな区分へと移行され、認定区分の変更に伴い、支給限度額も見直された。くわえて、施設入所者の居住費や食費などの費用も 2005 年 10 月から自己負担とされ、利用者の負担が増加した。2014 年の介護保険制度改正では、利用者負担の増加を目的とした制度見直しが行われ、「一定所得以上の利用者の自己負担割合を 2 割に引き上げること」、「施設サービス費に対する補足給付の要件を厳格化すること」、「指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所者を原則として要介護 3 以上とすること」などの改正が行われた。さらに、2017 年の介護保険制度改正では、第 1 号被保険者のうち所得の高い層を対象として、自己負担割合を 3 割とする措置が導入されるとともに、高額介護サービス費の負担上限額が引き上げられた。2020 年の介護保険制度改正においても、「高額介護サービス費の上限額の見直し」や「2 割負担の対象者の拡大」などが実施され、利用者負担の増加が継続している。

表 1 介護保険制度の負担上限月額

	所得区分	負担上限月額 (2021 年 8 月～)
介護保険制度	生活保護の受給者	15,000 円（個人）
	世帯全員が市町村民税非課税	24,600 円（世帯）
	世帯全員が市町村民税非課税（前年の公的年金+他所得の合計は 80 万以下）	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）

出所：『国民の福祉と介護の動向 2023/2024』 p155 と厚生労働省（2021）「令和 3 年 8 月分から高額介護サービス費の負担限度が変わります」<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf> より筆者作成。

表2 介護保険制度の改正

年	介護保険制度の改正要約
2000	介護保険法施行
2005	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域密着型サービスの創設 2. 介護保障の後退—給付抑制と利用者負担の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・施設給付見直し ・介護予防の重視
2008	介護サービスの事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備
2011	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域包括ケアの推進 2. 介護保障の後退—医療行為を介護職員に解放すると、介護の質が低下 <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員によるたんの吸引
2014	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域支援事業の充実 2. 介護保障の後退—給付抑制と利用者負担の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防給付を地域支援事業に移行 ・一定以上の所得者の自己負担を上げる ・施設に入所するの要件厳格化
2017	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保障の後退—「共助」を否定し、「自助」と「互助」を重視する方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進 2. 介護保障の後退—給付抑制と利用者負担の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の所得者の自己負担を上げる ・高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ
2020	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉用具レンタル価格の適正化 2. 高額介護サービス費の見直し 3. 市町村の包括的な支援体制構築の支援 4. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 5. 介護保障の後退—給付抑制と利用者負担の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・2割負担の対象者が拡大
2024	<ol style="list-style-type: none"> 1. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり 2. 介護保障の後退—「共助」を否定し、「自助」と「互助」を重視する方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進 ・自立支援・重度化防止に向けた対応 ・制度の安定性・持続可能性の確保

出所：厚生労働省（2005）「2005年度介護保険法改正」、厚生労働省（2014）「2014年度介護保険法改正」、厚生労働省（2017）「2017年度介護保険法改正」、厚生労働省（2020）「2020年度介護保険法改正」、厚生労働省（2024）「2024年度介護保険法改正」を踏まえて筆者作成。

3-2. 介護保険法の問題点

介護保険法の施行目的は、要介護者が「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない」(介護保険法2条)ことであった。しかし実際には、介護保険法導入後、介護報酬や制度改正を通じてさまざまなサービス受給抑制政策が展開され、利用者が介護サービスを受けられる範囲は制限されてきた。その結果、要介護高齢者、特に中重度要介護高齢者が、必要とされる公的介護サービス量(利用時間)を十分に受けられない状況が生じるとともに、費用負担も増大した。また、介護保険法導入以降、介護サービスの提供責任を誰が担うのが重要な論点として浮上している。さらに、介護保険法制定当初の目的の一つであった「介護の社会化」からも乖離してきている。以下では、介護保険法における「費用負担の問題」、「サービス提供責任の問題」、および「介護の社会化」という三点について検討し、老人福祉法に基づく「福祉の措置」から介護保険法の「契約方式」への移行によって、高齢者の介護保障に対する公的責任が後退していることを明らかにする。

まず、介護保険の費用負担の問題について検討する。介護保険法における居宅サービスには支給限度額が設定されており(表3)、介護保険サービスの利用者負担は、原則としてサービス費用の1割であり、支給限度額を超えて利用した分につ

いては、全額が利用者負担となる。このような支給限度額の設定により、居宅サービスを利用する中重度要介護高齢者は、24時間の介護あるいは必要な介護を十分に受けられていない。例えば、要介護5の支給限度額は月額約36万円である。ヘルパーによる身体介護の介護報酬単価は45～60分未満で約4,000円であるため、1日3時間利用すると1日あたり約12,000円、30日で約36万円となり、支給限度額に達する。したがって、他のサービスを併用せず、訪問介護のみを利用した場合であっても、1日3時間程度しか利用できない。中重度要介護高齢者にとって、支給限度額の枠内では必要な介護サービスが受けられないという実態は、特殊なケースではない。先行研究においても、介護サービスを支給限度額まで利用できない者は多く、その主な理由として費用負担の重さが指摘されている(本田2012, 榊原2014, 井口2018, 菊地2021, 高田2021)。以上より、費用負担の問題により、介護保険法の下では、要介護高齢者にとって人間の尊厳に値する生活水準⁽⁶⁾が十分に保障されていないと言える。

確かに、2005年の介護保険制度改正により、小規模多機能居宅介護(以下「小規模多機能」という)が創設された点は評価できる。小規模多機能は月額定額制の利用者負担を採用しており、月ごとの利用回数に増減があっても基本料金は一定である。この定額制は、利用回数が多い要介護高齢者にとっては、一定程度、費用負担の軽減につ

表3 居宅サービスにおける区分支給限度基準額

区分に含まれるサービスの種類	限度額の管理期間	区分支給限度基準額 (2019年10月～)
訪問介護、訪問入浴介護	1カ月 (暦月単位)	要支援1 5,032単位
訪問看護、訪問リハビリ		要支援2 10,531単位
通所介護、通所リハビリ		要介護1 16,765単位
短期入所生活介護		要介護2 19,705単位
短期入所療養介護		要介護3 27,048単位
福祉用具貸与		要介護4 30,938単位
介護予防サービス		要介護5 36,217単位

注：1単位：10～11.40円(地域やサービスにより異なる)(「厚生労働省大臣が定める1単位の単価」
出所：『国民の福祉と介護の動向2023/2024』191頁より引用。

ながらる制度設計であると言える。しかし一方で、小規模多機能は基本料金や各種加算が高く設定されており、連続した「宿泊」利用が続く場合には、特別養護老人ホームなどの施設サービスよりも自己負担額が高くなる場合がある。また、他の地域密着型サービスと比較しても基本報酬が高い水準にあり、要介護度間の単位差も大きいという問題がある⁽⁷⁾。なお、小規模多機能では、サービスの利用回数が少ない場合、デイサービスやショートステイなどを個別に契約した場合と比べて、費用負担が高くなる可能性がある。例えば、要介護1の利用者がデイサービスを1回利用した際の自己負担額が1,000円（食費を含む）であるとする、月の利用回数が10回未満の場合、デイサービスのみを契約したほうが費用負担は軽くなる。その一方で、老人福祉法に基づく「福祉の措置」が実施されていた時代には、財源は公費方式、給付は現物給付、利用者負担は応能負担という仕組みであったため、要介護高齢者は費用負担を心配することなく、必要とされる介護サービス量（利用時間）が保障されてきた。

次に、サービス提供責任の問題について検討する。憲法25条1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、国民・住民の生存権を保障している。また、同条2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定め、国および地方自治体に対して、生存権実現のための社会保障の向上・増進義務を課している。しかし、介護保険法の施行により、高齢者の介護保障は、老人福祉法に基づく公費負担を原則とする「福祉の措置」から、社会保険方式を採用する介護保険制度へと大きく転換された。介護保険制度は、利用者と事業者との契約方式を採用しているため、形式的には利用者に介護サービスの選択権が付与され、事業者との契約に基づいてサービスが提供される。しかしながら、契約能力を欠く者や、選択権を行使するための判断能力や情報量が乏しい者にとって、適切な契約を締結することは難しい。このような場合、契約が成立しなければ介護サービスを利用できず、利用者の自己責任となる。

さらに、介護保険制度の下では、営利法人を含む多様な事業者の参入が認められている。営利法人は利益を重視するため、高齢者人口が多く、かつ比較的所得水準の高い都市部などの過密地域に集中して参入する。一方で、介護事業所が存在しない地域ではサービス自体が利用できず、事業所が1か所しかない地域では利用者に選択の余地はない。このような介護事業所数の地域的偏在や介護サービスの供給不足から、事業者による受給者の選別が行われている可能性もある。介護サービスなしには人間らしい生活を維持することが困難な要介護高齢者にとって、介護サービスが提供されることは不可欠である。だからこそ、介護サービスの提供責任を誰が担うのかという問題は、介護保障をめぐる極めて重要な論点である。

続いて、「介護の社会化」について検討する。介護保険法を制定した当時の「介護の社会化」を目的とする理念と、介護保険法施行後の実態との間には乖離が見られる。介護保険法の導入には、従来介護を担ってきた家族を介護から解放するという目的があった。しかし、図1が示すように、高齢者の介護は依然として家族に大きく依存している。前述したとおり、介護保険法は支給限度額および応益負担を設けているため、中重度要介護高齢者が利用できる介護サービス量（利用時間）

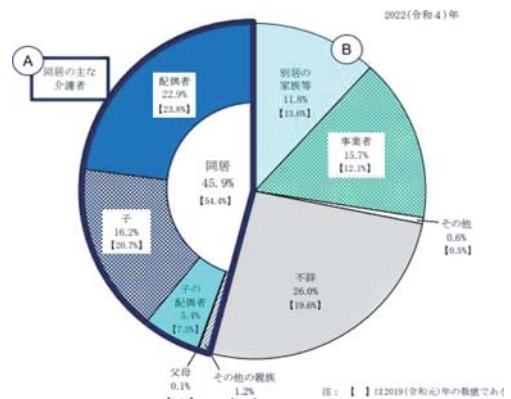


図1 「要介護者等」からみた「主な介護者」の続柄別構成割合

出所：厚生労働省（2022）『国民生活基礎調査の概況』24頁。図25より引用。（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/05.pdf>、閲覧2025年9月19日）

は、1日3時間程度しかない。その結果、不足する介護サービスを家族が補完せざるを得ない状況が生じている。民法 877 条は、成人の子に親に対する扶養義務を課しているが、その内容は、自己の生活を犠牲にしない範囲での「生活扶助義務」とされている。すなわち、成人の子が負う親の扶養義務は主として経済的扶助を意味するものであり、身体介護までを法的に義務付けるものではない。したがって、成人の子が負う扶養義務と国・自治体が負う介護保障責任という観点から見れば、家族が介護負担を担うべきではない。しかし、介護保険制度導入前後の家族介護負担を比較した先行研究では、介護保険サービスの利用によって一定程度介護負担が軽減されたことは示されているものの、依然として家族の介護負担は大きいと結論付けられている（鷲尾ほか 2003, 大浦ほか 2005, 渡邊ほか 2013, 久保 2023）。また、2000 年から 2022 年までの介護者と要介護者の関係についても、家族介護を中心とした構造に大きな変化は見られない（表 4）。

さらに、多くの人が介護・看護を理由に離職している。2022 年に介護・看護を理由に離職した人は約 10 万 6,000 人に上り、毎年おおよそ 10 万人前後が介護離職している。介護離職者の約 8 割は女性であり、年代別では 50 代が最も多い（総務省統計局 2023）。介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能にするための制度としては、「介護休業制度」が設けられている。2017 年には改正育児・介護休業法が施行され、介護休業 93 日を 3 回まで分割取得できるようにするなど、制度の拡充が進められてきた。しかしながら、前述の通り、本来は家族が介護負担を担うべきではない。要介護高齢者が必要とする介護サービスは、

介護保険給付で十分に満たされているわけではなく、その不足分は家族介護によって補完されている。家族介護者が介護と仕事を両立させるための「介護休業制度」は、「弥縫策」として位置づけられ、同制度は家族による介護負担を前提とするものであり、結果として国の介護保障責任を家族へと転嫁する側面を有している。なお、介護休業給付金は賃金の 67% にとどまるため、低賃金で生活に余裕のない労働者にとっては、介護休業制度を利用することで生活困窮に陥るリスクも高い。

4. 介護保険法制定に伴う 老人福祉法の位置付け

－老人福祉法と介護保険法との関係性

1963 年の老人福祉法の施行から介護保険法が制定されるまでの間に、老人福祉法は幾度か改正された。主な改正としては、1972 年の「老人福祉法の一部を改正する法律」、1982 年の「老人保健法」の創設、1990 年の「老人福祉法等の一部を改正する法律」などがある。まず、1972 年の改正では、70 歳以上の高齢者にかかる医療費の自己負担分を、公費で賄う「老人医療費支給制度」が実施された。この改正について、菊池（2011）は、「国民皆保険制度下における医療保険制度の補充として位置づけられる」とした。その後、1982 年に老人保健法が施行され、老人福祉法からは「老人医療費の支給」に関する規定が削除された。老人保健法に基づき、医療に要する費用については、公費負担が 3 割、各医療保険の保険者負担が 7 割とされた（老人保健法 5 条の 2）。さらに、1990 年の「老人福祉法等の一部を改正する法律」により、特別養護老人ホームなどの施設入所に関する措置権限が都道府県から市町村へ

表 4 主介護者の変化

	配偶者 (同居)	子 (同居)	子の配偶者 (同居)	父母 (同居)	その他親族 (同居)	別居の 家族等	介護を行 う事業者	その他	不詳
2001	25.9	19.9	22.5	0.4	2.3	7.5	9.3	2.5	9.6
2022	22.9	16.2	5.4	0.1	1.2	11.8	15.7	0.6	19.6

注：四捨五入の関係で、総数と内訳別単純合計が一致していない場合がある。

出所：厚生労働省（2001）「2001（平成 13）年国民生活基礎調査の概況」図 16 と厚生労働省（2022）「2022（令和 4）年国民生活基礎調査の概況」22-24 頁より筆者作成。

と移行され、市町村および都道府県には老人福祉計画の策定が義務付けられた。以上から、介護保険法の制定以前における老人福祉法の主な改正は、高齢者の医療保障をめぐるものであったことが分かる。

既述のとおり、介護保険法の施行以降、老人福祉法に基づく「福祉の措置」の大部分は介護保険法による「契約方式」へと移行した。「福祉の措置」は残されたものの、その適用は、介護保険法の利用が困難な場合のみとされた。具体的には、第一に、「やむを得ない事由」により介護保険による居宅介護サービス利用が著しく困難であると認められるときには、市町村は必要に応じて居宅における措置を取ることができる（老人福祉法10条の4）。第二に、「環境上の理由」または「経済的理由」、もしくは「やむを得ない事由」により、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設または介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる場合であって、「養護者がいない者」または「養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められる者」については、市町村は老人ホーム等への入所措置を行う義務を負う（老人福祉法11条）。これらの規定から、市町村が高齢者に対し居宅介護サービスを提供する権限、および、施設への入所措置を行う義務・権限は、依然として残っていることが確認できる。すなわち、介護保険法の導入後に老人福祉法に残された役割は、「やむを得ない事由」がある場合に、高齢者に対して行政の職権による措置として介護を保障することである。

さらに、これらの措置に係る費用負担について、「費用の支弁」（老人福祉法21条）を見ると、措置に要する費用は原則として市町村が支出するものとされている。ただし、その支出範囲については、「介護保険法による給付との調整」（同条2項）が規定されており、介護保険の保険給付を受けられる場合には、市町村は「その限度において」費用を支出しないとされている。すなわち、介護保険制度が優先され、市町村による措置費用の支出は、介護保険給付が及ばない部分のみとなる。介護保険給付が及ばない部分とは、具体的には利用者の自己負担部分に相当すると考えられ

る。もっとも、「費用の徴収」（老人福祉法28条）により、措置に要する費用の一部または全部について、市町村は被措置者またはその扶養義務者から、応能負担の原則に基づいて費用を徴収することができる。以上より、介護保険給付によって充足されない部分については、老人福祉法に基づく「福祉の措置」によって補完することが可能であり、「福祉の措置」は、介護保険給付を補完する役割を果たしていると言える。

「老人ホームへの入所措置などの指針について」（厚生労働省通知2006）では、「やむを得ない事由」の具体例として、養護者による「高齢者虐待」が挙げられている。以下では、養護者による高齢者虐待の実態を通して、介護保険法導入後の老人福祉法に基づく「福祉の措置」の位置付けについて、さらに考察を深める。

2024年に厚生労働省が公表した「令和5年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」（以下「調査結果」と言う）によれば、養護者による虐待事例（虐待の事実が認められたもの）は17,100件に上った。虐待の背景には、専門的知識や技能を有しない家族が、無理な介護を担わざるを得ないことによる心身の負担やストレスが指摘されている（表5）。さらに、要介護者に認知症の症状がある場合に、家族の負担は一層増大する。多くの場合、家族は専門的知識や技術を持たないまま、終わりの見えない介護を続けることとなり、その過程で要介護者への虐待、さらには介護殺人に至る事例すら発生している。同調査結果においても、介護保険サービスを利用していない場合、虐待の深刻度が高くなる傾向が示されている。虐待への対応を見ると、「虐待者からの分離を行った事例」は4,837件（20.0%）、そのうち「やむを得ない事由などによる措置」は751件（15.5%）であった。これらの結果から、虐待事例への対応において、市町村による公的責任に基づく措置が一部存続していることが確認できる。以上より、老人福祉法に基づく「福祉の措置」は、介護保険法導入後も高齢者に対する生存権保障の役割を果たしていることが明らかである。

表 5 家族・親族による虐待発生の要因

虐待発生 の 要因	件数	%
被虐待者の認知症の症状	9,639	56.4
介護疲れ・介護ストレス	9,376	54.8
理解力の不足や低下	8,162	47.7
知識や情報の不足	7,960	46.5
精神状態が安定していない	7,855	45.9
被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,836	45.8

注：複数回答の場合がある。

出所：厚生労働省（2023）「令和 5 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」の 8 頁より筆者作成。

高齢者が生存権および介護保障を受ける権利を実現するためには、高齢者の虐待を防止するための体制整備が不可欠である。老人福祉法 10 条および 11 条により、市町村には高齢者に対して措置を講ずる義務が課されているが、その前提として、「やむを得ない事由」により介護保険サービスの利用が困難な場合、または養護者が存在しない場合、もしくは養護者による養護が「不相当」である場合に限られる。被虐待高齢者の事例については、「相談・通報者」により虐待の事実が把握された後、高齢者虐待防止法等に基づいて対応することで、老人福祉法の「福祉の措置」へと結びつけることが可能となる。養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数や虐待の事実が認められた事例数は、2006 年から 2023 年にかけて、いずれも増加傾向にある⁽⁸⁾。これらの増加は、必ずしも虐待事例そのものが実際に増加していることを意味するものではなく、従来は顕在化していなかった虐待事例が把握・発見されるようになった結果とも考えられる。したがって、潜在的な虐待事例の可能性を重視し、相談・通報体制の整備、および、通報後の適切な対応経験を蓄積していくことが重要である。

5. おわりに

本稿では、要介護高齢者が介護保障を受ける権利を実現するために、老人福祉法に基づく「福祉の措置」の意義と介護保険法の問題点を考察し

た。あわせて、老人福祉法と介護保険法との関係を検討し、介護保険法制定後の老人福祉法に基づく「福祉の措置」の位置付けを明らかにした。

第 2 章では、老人福祉法に基づく「福祉の措置」の導入とその意義を検討し、「福祉の措置」は国および市町村が公的責任を担う制度として、高齢者に対する介護保障の役割を果たしてきたことを確認した。戦後、日本の社会福祉事業は「四原則」に基づき、措置費体系のもとで推進されてきた（横山 1991）。「福祉の措置」は、行政の公的責任に基づいて実施され、財源は公費方式、給付は現物給付、利用者負担は応能負担という仕組みによって機能してきた。これに対し、介護保険法は社会保障構造改革の「第一歩」として制定された。社会保障構造改革の背景について、横山（2025）は、「社会保障費の増大が税・社会保険料の引き上げを招き、経済活動の競争力を低下させているとの認識のもと、社会保障の給付削減と負担増を図るとともに、公費負担を前提とする現行の仕組み自体の転換が求められた。その転換の対象となったのが、措置制度と医療保険制度である」と指摘している。このような「社会保障の給付削減」を背景として、「福祉の措置」は解体され、介護保険法が施行されるに至った。

第 3 章では、介護保険法の問題点として、「費用負担の問題」、「サービス提供責任の問題」、「介護の社会化」を取り上げた。これらの分析を通じて、老人福祉法に基づく「福祉の措置」から介護

保険法の「契約方式」への移行によって、高齢者の介護保障に対する公的責任が後退したことを明らかにした。介護保険法施行以前には、老人福祉法に基づく「福祉の措置」により、利用者は応能負担の下で、費用の懸念なく必要とされる介護サービス量（利用時間）が保障されていた。一方、現行の介護保険法では支給限度額と応益負担が設けられた結果、経済的理由から、利用者が介護サービスの利用を制限せざるを得ない可能性が生じている。不足する介護サービスは、家族介護に依存するか、私費で補われているのが現状である。しかし、成人の子の扶養義務は生活扶助義務にとどまること、また介護保障は国および自治体の責任であることを踏まえれば、家族が介護負担を担うべきではない。

第4章では、介護保険法制定後における老人福祉法に基づく「福祉の措置」が、補充的法制度として存続していることを示した。具体的には、①「やむを得ない事由」により介護保険による居宅介護サービスの利用が著しく困難である場合、市町村が必要に応じて居宅における「福祉の措置」を講じること、②同様に「やむを得ない事由」により高齢者の在宅生活が困難な場合、市町村が老人ホームなどへの入所措置を行うこと、③老人福祉法21条の規定により、介護保険給付で充足されない部分について、老人福祉法に基づく措置費によって補充が可能であること、の3点を明らかにした。

現行の介護保険法では、介護保険制度の中に給付が抑制される仕組みがあるため、人権としての介護保障が実現していないことは、介護保険法案の段階からすでに一部の論者から指摘されていた（多くの社会福祉研究者は、むしろ、社会保険方式による選択の自由があることを理由に応益負担および支給限度額に賛成していた）。これは、介護保障という人権保障に鑑みて大きな問題であるにもかかわらず、制度施行から25年を経過した現在でも、いまだに解消されていない。すなわち、支給限度額があり、必要なサービスが充足されず、家族が不足する部分を補完しなければならないことを政策側が前提としており、受給権者の費用負担を強化している。くわえて、社会保障・

社会福祉学界もそのことを所与のものとして容認している現状がある。このことは、「必要な介護が十分に受給し得る」という人権としての介護保障の観点から看過できない。すなわち、必要な介護が充足できない介護保険は、要介護高齢者の人権を侵害していることになる。本稿は、この点を追求することに大きな意義がある。

本稿の限界として、老人福祉法と介護保険法の全体を十分に把握・整理できていない点が挙げられる。具体的には、介護保険法導入後の「福祉の措置」をめぐる実態と問題や、老人福祉法と介護保険法を含めた介護保障の仕組みについての考察である。また、「やむを得ない事由」が老人福祉の措置につながるまでの過程について、介護休業制度や高齢者虐待防止対応、日常生活支援事業、成年後見制度など、それぞれの法律や制度と絡めて十分に検討していない。さらに、本稿は要介護者の介護保障受給権を中心に検討したため、介護報酬の低さ、常勤換算制度、介護報酬の出来高払的な性格などを含めた介護提供体制や、要支援1・2の訪問介護・通所介護の介護保険給付外しなどの問題については検討できなかった。それらの問題は今後の検討課題としたい。

注

- (1) 「令和4年就業構造基本調査結果」(総務省統計局2023)28頁によると、介護・看護のために過去1年間に離職した人は10万6000人にものぼる。
- (2) 「令和4年国民基礎調査結果の概要」(厚生労働省2023)の表18(25頁)と図27(25頁)によると、「要介護者等」と「同居の主な介護者」について「60歳以上同士」の割合は77.1%、「65歳以上同士」は63.5%、「75歳以上同士」は35.7%となっている。
- (3) 2024年に厚生労働省が発表した「令和5年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」より引用。
- (4) 西井・ほかの編(2012)「介護負担感に影響を与える要因-ADLの視点から-」『関西大学紀要』第15号93-105頁、久保(2023)「大阪府下に見る在宅介護の実態とサービスの利用に関する研究」『年報人間科学』44, 1-16頁、久保(2013)「高齢者

- の『地域で暮らし続けたい』との思いを実現する方法-『ライフダメージ』に視点をおいたアセスメントの必要性、矢嶋里絵・ほか編『人権としての社会保障人間の尊厳と住み続ける権利』法律文化社出版、122-132 頁、などの研究ノート・論文・調査報告書より参考した。
- (5) 潮谷総一郎は「家庭的養護論」を提唱し、日本の四大死刑冤罪事件の一つである免田事件において、免田栄氏の再審請求以前から支援活動を行っていた。杉村春三は、満州国立らい療養所同康院やリデル・ライト記念養老院などで働き、『らいと社会福祉』の研究を行い、老人福祉について研究をした。杉村は、ハンセン病患者の社会復帰を促進し、患者の権利を尊重しながら、家庭的な雰囲気の中で生活できるようにするための「ホーム」システムを提唱した。潮谷・杉村の両氏は、老人福祉の問題を住居と結びつけて捉えるという新たな視点を提示した。さらに、終末期にある虚弱高齢者の処遇については、居住の場に加え、国庫負担による老人医療費や老齢福祉年金などを含めた共同案（「老人福祉法試案」）を、九州社会福祉協議会連合会などを通じて提案した。
- (6) 人間の尊厳に値する生活水準については、世界人権宣言 25 条 1 項にいう「十分な生活水準 (a standard of living adequate)」, 国際人権 A 規約 11 条 1 項に規定される「相当な生活水準 (an adequate standard of living)」である (田中 2013)。
- (7) 肖 (2023) 「介護保険制度における小規模多機能型居宅介護の現状と課題」『龍谷大学大学院研究紀要社会学・社会福祉学』第 26 号より、参考。
- (8) 厚生労働省 (2024) 「令和 5 年度『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」より参考。

参考文献

- 浅井春夫 (1999) 「社会福祉基礎構造改革のねらい」真田是・ほか編『社会福死への道 社会福祉基礎改革の問題点』かがわ出版、32-46 頁。
- 井上英夫 (2001) 「医療保障法・介護保障法の形成と展開」日本社会保障法学会『社会保障法第 4 巻 医療保障法・介護保障法』法律文化社、14 頁。
- 井口克郎 (2018) 「安倍政権下における介護保険制度改革の問題点と対抗軸」井上英夫・ほか編『医療・福祉と人権地域からの発信』旬報社出版、111-125 頁。
- 伊藤周平 (2002) 「高齢者福祉サービスの政策動向と構造変化」『大原社会問題研究所雑誌』525、1-14 頁。
- 伊藤周平 (2007) 『権利・市場・社会保障生存権の危機から再構築へ』青木書店、28 頁。
- 伊藤周平 (2008) 『介護保険法と権利保障』法律文化社、76-78 頁。
- 岩村正彦 (1999) 「社会福祉サービス利用契約の締結過程をめぐる法的論点」社会保障研所『社会保障研究：季刊』35 巻 3 号、251 頁。
- 岡本多喜子 (2020) 『特別講義高齢者福祉論』学文社、67 頁。
- 小川政亮 (1991) 『社会保障権-歩み現代的意義』自治体研究社、62 頁。
- 小川政亮 (1999) 「社会福祉の憲法的基礎構造の危機 権利としての社会保障の視点から」真田是・ほか編『社会福死への道社会福祉基礎改革の問題点』かがわ出版、18 頁。
- 小川政亮 (2000) 『高齢者の人権-これまで・これから-』自治体研究、17-21 頁。
- 小川政亮 (2007) 『社会保障法の史的展開』大月書店、334-335 頁。
- 大浦麻絵／鷲尾昌一／和泉比佐子／森満 (2005) 「介護保険制度導入 4 年目における福岡県遠賀地区の要介護高齢者を介護する家族の介護負担感」『日本老年医学会雑誌』42(4)、411-416 頁。
- 大山正 (1964) 『老人福祉法の解説』全国社会福祉協議会、39-53 頁。
- 鷲尾昌一／荒井由美子／和泉比佐子／森満、2003、 「介護保険制度導入 1 年後における福岡県遠賀地区の要介護高齢者を介護する家族の介護負担感：Zari 介護負担尺度日本語版による検討」『日本老年医学会雑誌』40(2)、147-155 頁。
- 渡邊愛記／長山洋史／川口敬之／福田倫也／阿久津二夫／神田直 (2013) 「介護保険導入前後における在宅脳卒中患者の介護状況と介護負担感」『理学療法科学』28(4)、511-516 頁。
- 菊地雅彦 (2021) 「自己負担額の増加が介護サービスの利用に与える影響」『保険学雑誌』2021(653)、141-164 頁。
- 菊池いづみ (2011) 「介護サービス利用制度化における老人福祉法の意義」『長岡大学研究論叢』第 9 号、56 頁。
- 村上貴美子 (1991) 「社会福祉事業の拡充・展開」横山和彦・ほか編『日本社会保障歴史』学文社、255-256 頁。

- 岸田孝史 (1998) 『措置制度と介護保険－公的責任制度の再構築をめざして』 萌文社, 16 頁。
- 久保恵理子 (2023) 「大阪府下に見る在宅介護実態とサービスの利用に関する研究」『年報人間科学』 44, 1-16 頁。
- 久保美由紀 (2013) 「高齢者の『地域で暮らし続けたい』との思いを実現する方法－『ライフダメージ』に視点をおいたアセスメントの必要性」矢嶋里絵・ほか編『人権としての社会保障－人間の尊厳と住み続ける権利－』法律文化社出版, 122-132 頁。
- 厚生労働省 (2005) 「2005 年度介護保険法改正」 (<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/gaiyo/k2005.html>, 2025 年 9 月 19 日閲覧)。
- 厚生労働省通知 (2006) 「老人ホームへの入所措置等の指針について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001453179.pdf>, 2025 年 9 月 19 日閲覧)。
- 厚生労働省 (2014) 「2014 年度介護保険法改正」 (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-123000-Roukenkyoku/k2014.pdf>, 2025 年 9 月 19 日閲覧)。
- 厚生労働省 (2017) 「2017 年度介護保険法改正」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000640410.pdf>, 2025 年 9 月 19 日閲覧)。
- 厚生労働省 (2020) 「2020 年度介護保険法改正」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000640392.pdf>, 2025 年 9 月 19 日閲覧)。
- 厚生労働省 (2022) 『国民生活基礎調査の概況』 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/dl/05.pdf>, 2025 年 9 月 19 日閲覧)。
- 厚生労働省 (2022) 「令和 4 年度『高齢者虐待の防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00025.html, 2024 年 7 月 8 日閲覧)。
- 厚生労働統計協会 (2023) 『国民の福祉と介護の動向 2023/2024』, 191 頁。
- 成瀬龍夫 (1997) 「社会福祉措置制度の意義と課題」『美崎皓教授追悼号』第 309 号, 73-90 頁。
- 真田是 (1999) 「資本競争の導入で変質する社会福祉－社会福祉法人・社会福祉労働との関わりから－」小川政亮・ほか編『社会福祉への道社会福祉基礎改革の問題点』かもがわ出版, 5-14 頁。
- 芝田英昭 (2001) 「福祉サービスの公的責任」日本社会保障法学会『社会保障法第 3 巻 社会福祉サービス法』法律文化社, 30-49 頁。
- 榎原一恵/伊藤美樹子/三上洋 (2014) 「介護保険サービスの支給限度額に対するサービス利用の実態とサービス利用に影響を与える要因」『甲南女子大学研究紀要』 8, 13-21 頁。
- 曾我千春 (2013) 「介護保険法と営利化政策－2 つの事件から見える営利化政策の弊害」矢嶋・ほか編『人権としての社会保障人間の尊厳と住み続ける権利』法律文化社出版, 111 頁。
- 総務省統計局「令和 4 年就業構造基本調査結果」(2022) (<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/pdf/kgaiyou.pdf>2025 年 9 月 10 日閲覧)。
- 肖栄栄 (2023) 「介護保険制度における小規模多機能型居宅介護の現状と課題」『龍谷大学大学院研究紀要社会学・社会福祉学』第 26 号, 25-41 頁。
- 肖栄栄 (2025) 「要介護高齢者の介護実態と障害者総合支援制度との比較による介護保険制度の課題－住み慣れた地域での高齢者介護保障実現のために－」『関西社会福祉研究』第 11 号, 109-122 頁。
- 高島進 (1995) 『社会福祉の歴史－慈善事業・救済法から現代まで－』ミネルヴァ書房, 218-219 頁。
- 高田清恵 (2024) 「介護保障における老人福祉法の役割と市町村の責任」武井・ほか編『ケアという地平介護と社会保障法・労働法』日本評論社, 289-324 頁。
- 田中明彦 (2002) 「受給者・被保険者からみた介護保険法の問題点と課題」『社会保障保障法』 17, 11-25 頁。
- 田中明彦 (2013) 「社会保障裁判における人間の尊厳と最低生活保障の発展と課題－宮岸訴訟, 高訴訟を中心に－」矢嶋・ほか編『人権としての社会保障－人間の尊厳と住み続ける権利』法律文化社出版, 16 頁。
- 田中明彦 (2021) 「高生活保護訴訟－人間らしい生活保護と 24 時間介護を求める」矢嶋・ほか編『社会保障裁判研究現場主義・創造的法学による人権保障』ミネルヴァ書房, 76-87 頁。
- 内閣府 (2025) 『令和 7 年版高齢社会白書 (全体版) (PDF 版)』 (https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/07pdf_index.html, 2025 年 9 月 10 日閲覧)。
- 中村公三 (2023) 「老人福祉法と措置制度 (公的責任)～介護保険制度 23 年の経過のなかで～」『ゆたかなくらし』第 494 号, 7-12 頁。
- 永岡正己 (2023) 「日本における社会福祉運動の展開とその特質」『日本福祉大学社会福祉論集』第 148 号, 19-46 頁。
- 西井正樹・ほか編 (2012) 「介護負担感に影響を与

- える要因-ADL の視点から-」『関西大学紀要』第 15 号, 93-105 頁。
- 本田亜起子／片平伸子／別所遊子／太田貞司 (2012) 「介護支援専門員からみた経済的問題による高齢者の介護保険サービス利用の手控え-手控えの状況およびその影響と支援-」『日本地域看護学会誌』15(1), 61-71 頁。
- 室住真麻子 (2025) 「老人福祉法と介護保険法との関係性-老人福祉法の変遷を辿るなかで考える-」社会政策学会『社会政策』16(4), 243 頁。
- 矢嶋里絵 (2001) 「福祉サービスの紛争解決」日本社会保障法学会『社会保障法第 3 巻社会福祉サービス法』法律文化社, 130-149 頁。
- 山脇貞司 (2001) 「介護保障と家族」日本社会保障法学会『社会保障法第 4 巻医療保障法・介護保障法』法律文化社, 219-220 頁。
- 横山和彦・ほか編 (1991) 『日本社会保障歴史』学文社, 259-260 頁。
- 横山壽一 (2025) 「介護保険サービスの市場と公共性をめぐって」全国老人福祉問題研究会編『ゆたかなくらし』2025 年 8 号, 4-10 頁。

**Issues and Challenges in Care Security Involving the Act on
Social Welfare for the Elderly and the Long-Term Care Insurance Act:
Promoting the right to receive care security of older persons**

Rongrong Xiao

Since the implementation of the Long-Term Care Insurance Act in 2000, care services provided based on this law have held a crucial position in ensuring care security for older persons. Nevertheless, the Long-Term Care Insurance Act has also caused issues in terms of the burden of cost, responsibility of service providers, and social sharing of care, failing to sufficiently secure the human right to receive care for older persons. Prior to the enactment of the Long-Term Care Insurance Act, the “welfare measures” defined under the Act on Social Welfare for the Elderly had provided care security for older persons based on the principles of public administrative responsibility, public funding, and in-kind benefits. However, with the implementation of the Long-Term Care Insurance Act, the focus of public care security for elderly people shifted from the “welfare measures” defined under the Act on Social Welfare for the Elderly to the long-term care insurance scheme.

This paper aims to discuss the significance of “welfare measures” defined under the Act on Social Welfare for the Elderly as well as the issues involving the Long-Term Care Insurance Act, with the goal of promoting the right to receive care security for older persons. This paper also clarifies the relationship between the two laws by examining the positioning of the “welfare measures” defined under the Act on Social Welfare for the Elderly after the implementation of the Long-Term Care Insurance Act.

Key words: Care security, Long-Term Care Insurance Act, “welfare measures” defined under the Act on Social Welfare for the Elderly

跡継ぎ息子のいない中国農家の生活戦略

——「一人っ子政策」後の華北農村を事例として——

閻 美 芳

要旨：中国漢民族の農村社会においては、伝統的に跡継ぎ息子がいないことは最大の親不孝とみなされ、「絶戸」として差別の対象となってきた。しかし、1979年から2015年まで実施された「一人っ子政策」により、跡継ぎ息子がいない農家は急増した。事例村での現地調査の結果、こうした農家の多くは、従来の慣行に従って無理に男児を確保しようとするのではなく、自らの代で「戸絶」となることを一種の宿命として受け入れ、そのうえで以下のような生活戦略で対応してきたことが明らかになった。第一に、娘を「村内婚」させることである。これにより、耕作に必要な労働力や高齢期の介護を担う人手を確保した。第二に、従来のしきたりを見直し、両親の葬儀においては婚出した娘が後継ぎ息子に代わって儀式を執り行うことを容認するようになったことである。跡継ぎ息子をもたない農家が採用したこれらの生活戦略は、生家の成員が死後を含めて安寧を維持することを基軸としていた。

1. 問題関心

中国農村では伝統的に、跡継ぎ息子がいないことが「祖先に備える線香の火が途絶える（断了香火）」として、最大の親不孝とされてきた。ところが1979年から2015年まで実施されてきた「一人っ子政策」の結果、2020年代半ばの現在では、跡継ぎ息子がいない農家が珍しくなくなった。本稿の事例地の村でも2025年時点で、村全体の19%の農家に跡継ぎ息子がいない状況である。本稿では、このような未曾有の状況に陥った農家が、「親不孝」というレッテルに直面しつつ、どのような生活戦略でこの問題に対処しようとしてきたのかについて、山東省での現地調査をもとに明らかにしていく。

本稿の調査地は、父系の血筋を重視する漢民族の村である。この村では、跡継ぎ息子がいない農家のことを「絶戸」（juehu）あるいは「絶戸頭」（juehutou）と呼ぶ。「絶戸」とは山東省農村の方言であり、跡継ぎ息子がいない農家を差別的に表現する用語である（李霞 2010: 55）。

中国の社会人類学者・費孝通は、こうした父系の家（jia）のつながりを重視する漢民族の特徴

を、「香火」というキーワードを用いて説明している。すなわち、父系の血縁系譜関係の継続を重視する漢民族では、祖先に「孝」を示すためにも、跡継ぎ息子の生育が義務とされてきた。なぜなら、祖先があので生活するために必要となる金銭は、血縁系譜を引く跡継ぎ息子が墓前で行う香火（銭紙を焼く行為）によって賄われなければならないと信じられてきたからである（費 1939 = 2009: 90-91）。こうした背景があるために、「絶戸」や「絶戸頭」といった表現は、死者のあの世での生活に対する不安を強調する言葉としても機能してきたといえるだろう。

一方で「一人っ子政策」は1979年導入当初、厳格に一組の夫婦に一人の子しか産むことを認めなかった。跡継ぎ息子がいない家庭は、当時から政策用語で「女兒戸」または「純女戸」と呼ばれており⁽¹⁾、「一人っ子政策」が厳格に施行された場合、跡継ぎ息子がいない家庭が多数生じることは、当時の政策立案者も認識できたはずである（梁中堂 2014: 16）。

こうした「一人っ子政策」の実施に対しては当然、多くの農民から強い反発があった。この反発を受けて、政府は1984年から政策の修正に着手

し、農村部では第一子が女兒であった場合に限り、一定の出産間隔を設ければ第二子の出産を認める措置が導入された。こうして中国の農村部では、小浜正子が指摘しているように、実質的に「一・五子」体制（第一子が女兒の場合のみ、第二子出産可）へと移行した。とはいえ、この体制が一代以上にわたって実施された結果、多くの家庭において跡継ぎ息子をもつことができず、父系の血筋を維持することが困難となった（小浜 2020: 345）。

上述のように、本稿の事例地である山東省の農村でも、「一人っ子政策」の実施により、跡継ぎ息子がいない農家が数多く生まれた。跡継ぎ息子は農業生産における労働力であるだけでなく、老親扶養や、祖先の祭祀を担う存在とされてきた。では事例地の村人たちは、どのようにして跡継ぎ息子がいないという現実を受け入れ、老後の生活保障を確保しようとしてきたのだろうか。本稿では、跡継ぎ息子がいない農家に焦点を当てることで、「一人っ子政策」下において、家（jia）意識と折り合いをつけつつ、どのように各家の生活戦略を立てて暮らしを成り立たせてきたのかについて明らかにする。

2. 先行研究の整理

ここでは先行研究を整理し、本稿の事例考察に向けた視座を得たい。

2.1 「戸絶」と「絶戸」との関係

漢民族の農村において、なぜ跡継ぎ息子がいない農家が差別や忌避の対象とされてきたのかについて知るには、中国歴代王朝の裁判資料や満州鉄道による中国農村調査などの資料をもとに中国家族法の原理を論じた滋賀秀三の考察が、漢民族の「家（jia）」文化の本質を理解するうえで参考になる。

中国の王朝時代において、跡継ぎ息子がいない家庭を指す法律用語として、「戸絶」があった。滋賀によれば、「戸絶」とは、一戸のうちに男性またはその妻が一人も存在しなくなった状態を指す。たとえその家に未婚の娘がいたとしても、彼女はいずれ他家に嫁ぐべき存在とされたため、家

系を継ぐ者とは見なされなかった。そのため、娘の有無にかかわらず「戸絶」と判断されたのである（滋賀 1967: 395）。

中国の「戸絶」を考える際には、漢民族の「宗族」という組織の特殊性を視野に入れる必要がある。さきの滋賀の整理によれば、宗族の「宗」とは、女系を排除した親族概念であり、共同祖先から分かれ出た男系系統の枝々のすべてを総括して指す言葉であるという。この宗族の結成原理は、「同姓不婚」（同じ姓の者と結婚してはならない）と「異姓不養」（異なる姓の者を養子にしてはならない）である。「同姓不婚」の考え方の背景には、同じ姓を有する人々が同じ先祖から枝分かれしてきたという理解があり、同姓の男女が結婚することは兄妹間の結婚に相当すると見なされ、倫理的に問題があるとされるのである。他方の「異姓不養」は、祭祀を行う際には、先祖と同じ血（同じ姓）を受け継いだ子孫（男児）によって供物が捧げられるべきであり、それ以外の者からの供物は祖霊が受け取らないという考えに基づいている（滋賀 1967: 19-34）。

「異姓不養」の信仰を有する漢民族社会では、「戸絶」を避ける手段として、同姓の家から嗣子を迎え入れ、家系を継承させる工夫がなされてきた。この慣行は「過継」と呼ばれる。嗣子は、迎え入れ先の家の財産を相続するだけでなく、養父母の老後の扶養や死後の祭祀を担う義務を負うことになる（滋賀 1967: 326-350）。

さらに、共産党政権成立以前の中国農村では、まれではあったが、跡継ぎとなる男児を得るために妾を迎えることもあった（滋賀 1967: 560）。そのほか、「戸絶」を避ける手段としては、娘に婿を迎え入れる「招婿」などの方法も存在していた（滋賀 1967: 611）。

以上のような「戸絶」の考え方と、これから本稿で取り上げる「絶戸」の間には、本質的な違いがある⁽²⁾。滋賀も説明しているように、「戸絶」は、たんに跡継ぎ息子がいないだけでなく、戸主およびその配偶者もすでに亡くなっている状態を指している。他方で「絶戸」は、戸主やその配偶者のいずれか、あるいは両方が存命であるものの、跡継ぎ息子がいない状態を意味している。そ

のため「絶戸」であっても、「過継」や「招婿」などの対策を講じれば、「戸絶」状態を回避できる可能性がある。このように両者は異なる意味内容をもっているのである。

2.2 「一人っ子政策」後の「女兒戸」の生活戦略と家意識

「一人っ子政策」によって、生まれた男児の数は一戸に対して一人に限定されたため、「戸絶」回避のための「過継」などは実行が困難になった。こうした状況下において「女兒戸」の増加は、父系優先の家(jia)意識や女性差別を根底から変容させることになったのだろうか。この問いに対してはすでにいくつかの研究が検証を試みている。以下では、その代表的な研究を紹介しつつ、検討を加えておきたい。

農村における女性の地位向上に関心を有する李銀河は、河北省の後村での調査をもとに次のように主張した。すなわち、漢民族の農村においては、共産党政権樹立以降も女性の社会的地位は男性より低いと考えざるをえない。その要因の第一は、女系を系譜継承から排除し、男系の継承を重視する宗族制度が存続した点である。第二に、夫居住婚(妻が結婚に伴って生家の村を離れ、夫の村で「よそ者」として新たな人間関係を築かなければならない婚姻形態)が存在したことである。李はこの二つの仕組みが続く限り、漢民族農村における女性の社会的地位の向上は困難であるとした(李 2009)。

ここで李はこの後村における調査のなかで、「女兒戸」について次のことに言及している。すなわち、後村において「女兒戸」になった場合は、老親扶養を確保する手段として、娘を村内で結婚させるという対応を取っていたという指摘である。後村は雑姓村であるが、「同村不婚」の規範が存在していた。しかし、「一人っ子政策」の実施以降、「女兒戸」の増加に伴い、「過継」による対応が困難となったため、老親扶養を目的として、娘を村内の異姓の男性と結婚させる「村内婚」が増加したというのである(李 2009: 93)。

このように李は「女兒戸」の生活戦略を記録しているが、李の主要な問題関心は農村女性の社会

的地位の向上に置かれており、とくに宗族制度と夫居住婚がその妨げになっていると考えているため、後村において「女兒戸」が村内婚という生活戦略を取っていた事実は、李にとって特筆すべき現象とみなされることはなかった。

それに対して、楊華は「一人っ子政策」以降の「女兒戸」の家意識に焦点を当てて考察を行っている。楊によれば、湖南省南部の山村の村人たちは、その生きる意味を次の3つの出来事に集約して考えていたという。すなわち、①息子の誕生、②息子のために家を建てること、③息子に嫁を迎えさせることである。そのため跡継ぎ息子がいない場合、「伝宗接代」(祖先と子孫へと命脈を継ぐこと)が果たされていないと見なされ、生きる意味がないと考える人もいたという。跡継ぎ息子がいない家は「絶代人家」(上記の「絶戸」とほぼ同義)と見下され、村のリーダーになることは決して許されることはなかったという(楊華 2010)。

この楊の考察が示唆することは、「一人っ子政策」の実施によって跡継ぎ息子がいない農家が一気に増加したにもかかわらず、村人の家意識——すなわち、先祖代々の香火を絶やしてはならないという価値観——には大きな変化が見られなかったということである。ただし、これら跡継ぎ息子がいない農家であっても、村での生活は続いているかねばならない。しかし楊は、どのようにしてこの変わらぬ家意識と折り合いをつけつつ、生活を成り立たせているのかという生活戦略については言及していないのである。

そこで本稿では、一人っ子政策によって急激に増加した跡継ぎ息子がいない農家の立場に寄り添いつつ、山東省の農村の事例を通して、それら変わらぬ家意識に直面した農家の生活戦略のあり方について考察していくことにしたい。

3. 山東省中部の農村における「一人っ子政策」の実施による絶戸の増加

3.1 「絶戸」に対応する娘と生家との関わり

本稿の事例地である宋家村(仮名)は、山東省中部に位置する村である。2025年8月時点で、

表 1 跡継ぎ息子がいない農家数と通婚圏の変化（山東省宋家村）

NO	母親の生年	母親の出身村から宋家村までの距離	娘の数	娘の生年	娘の婚出先の宋家村からの距離	補足
1	1930年	10km	1人	—	隣村（張家村；2017年に宋家村と合併）、徒歩7分	夫は1980年代、妻は2010年代に死去。以来「戸絶」になった。
2	1946年	3 km	1人	1971年	宋家村、徒歩4分	一人娘は「もらい子」である。娘は結婚相手とは別姓。
3	1951年	1 km	3人	1971年	長女、張家村、徒歩7分	
				1978年	次女 海外	
				1980年	三女、隣県、車で40分	
4	1951年	2 km	2人	1975年	長女、宋家村、徒歩3分	結婚相手と別姓。
				1978年	次女、宋家村、徒歩1分	結婚相手と別姓。2016年から市政府所在地に移住（車で50分）。
5	1953年	3.5km	2人	1979年	長女、他村、車で12分	結婚して県政府所在地に移住後、生家の両親を呼び寄せた。
				1980年	次女、他村、車で20分	
6	1957年	6 km	2人	1977年	長女、宋家村、徒歩3分	結婚相手と別姓。
				1980年	次女、他村、車で10分	
7	1962年	2 km	2人	1983年	長女、他村、車で15分	
				1985年	次女、他村、車で30分	
8	1967年	0.5km	2人	1989年	長女、市政府所在地、車で50分	結婚を機にマンションを購入し、生家の両親を県政府所在地に呼び寄せた。
				1991年	次女、県政府所在地、車で30分	
9	1967年	3000km	3人	1984年	長女、張家村、徒歩10分	表2の6番。母親が雲南省の里帰りの時に三女を妊娠、雲南で出産したことで、一人っ子政策時であったが、山東省での取り締まりを回避できた。
				1986年	次女、他村、車で30分	
				1990年	三女、他村、車で25分	
10	1967年	3000km	1人	1985年	他村、車で10分	
11	1969年	6km	2人	1992年	長女、他村、車で25分	
				1995年	次女、未婚	
12	1970年	1 km	2人	1989年	長女、市政府所在地、車で50分	
				1994年	次女、未婚	
13	1970年	1 km	2人	1989年	長女、市政府所在地、車で50分	
				1993年	次女、未婚	
14	1970年	4 km	1人	1989年	市政府所在地、車で50分	
15	1970年	宋家村内	2人	1984年	長女、市政府所在地、車で50分	14番は隣村に嫁いだが、夫と死別。その後、出身村の同じ苗字の夫と再婚。
				1990年	次女、他村、車で10分	
16	1971年	0.5km	2人	1993年	長女、県政府所在地、車で30分	
				1995年	二女、未婚	
17	1972年	1 km	1人	1994年	他村、車で10分	長男がいたが、2004年に村のため池で水死。長女夫婦はその後に市政府所在地でマンションを購入し移住。
18	1970年	15km	2人	1992年	長女、他村、車で10分	
				1999年	次女、未婚	
19	1975年	1 km	1人	2004年	次女、未婚	長女がいたが、2016年に交通事故で死去。
20	1976年	宋家村内	2人	1995年	長女、未婚	
				1998年	次女、未婚	
21	1976年	4 km	2人	2003年	長女、未婚	
				2005年	次女、未婚	
22	1976年	3000km	1人	2005年	未婚	
23	1976年	2 km	2人	1998年	長女、未婚	
				2005年	次女、未婚	
24	1976年	2 km	2人	2006年	長女、未婚	長男がいたが、2004年に村のため池で水死。
				2006年	次女、未婚	
25	1977年	1 km	2人	1999年	長女、隣県、車で40分	
				2000年	次女、未婚	
26	1977年	20km	2人	2000年	長女、他村、車で20分	
				2004年	次女、未婚	
27	1979年	2 km	2人	2001年	長女、他村、車で12分	
				2008年	次女、未婚	
28	1982年	3km	2人	2005年	長女、未婚	
				2012年	次女、未婚	

村には 140 戸、514 人が居住しており、住民の 9 割以上が漢民族である。姓は宋姓を中心に、白、孫、李、章なども見られ、雑姓村を形成している⁽³⁾。

宋家村では畑作を主な生業としている。1980 年代には、主食である小麦のほか、トウモロコシ、豆類、綿花といった換金作物も栽培していた。1990 年代以降になると、村の若い男性の多くが農閑期に建築業の出稼ぎに従事するようになり、2000 年代以降は、若い女性たちも紡績工場や村内の製菓工場などの働きに出た。こうした変化に伴い、畑での耕作は小麦とトウモロコシへと集約されていき、農作業の機械化も進展した。しかしポンプを用いた灌漑など、体力を要する作業も多いため、村人にとって息子は現在もなお家の跡継ぎとしてだけでなく、重要な働き手としても重要視されているのである。

表 1 は、「一人っ子政策」(1979~2015 年)が実施されてきた期間において宋家村で「絶戸」となった農家数を示している⁽⁴⁾。さきの滋賀が整理した「戸絶」の定義に基づけば、宋家村で「戸絶」となった農家は 1 戸(表 1 の 1 番)のみである。これに対して、「絶戸」は 26 戸に達している(表 1 の 3 番から 28 番)。実に村全体の 19% を占めている。こうした「絶戸」の増加は、この村にとって未曾有の出来事であった。

表 1 からは、「一人っ子政策」期間中に「絶戸」となった家の女性(母親および娘)の通婚圏の変化を知ることができる。表 1 によれば、「絶戸」となった家の妻(表 1 には「母親」と表記)の出身村と宋家村との距離は、雲南省出身の 8 番、9 番、20 番を除き、すべて 20 キロメートルの範囲内に収まっている。さらに 26 人中 14 人は、宋家村から 2 キロメートル範囲内の出身であることがわかる。

かつて秦兆雄が調査した湖北省の農村では、妻が「娘家」(生家)に日帰りできる距離、すなわち村に半径約 4 キロメートルの範囲が通婚圏であったという。その背景には、以下のような事情があったという。すなわち、第一に、嫁いだ娘が息抜きのために生家へ日帰りできる距離であること。第二に、嫁ぎ先で分家の儀式などが行われる

際、生家の兄がその儀式に立ち会う必要があったこと。そして第三に、娘が嫁ぎ先で亡くなった場合、生家の親族が検視して初めて、死者の棺に釘を打つことが許されるという慣習があったことである。これらの事情から、嫁いだ娘と生家との結びつきは、通婚圏を狭くすることによって親密に維持されてきたと秦は論じている(秦 2005: 157-163)。

本稿の事例地である宋家村においても、嫁いだ娘と生家との結びつきは親密に保たれてきた。具体的には、たとえば表 1 の 8 番(表 1 では母親)は結婚後、夫が新たな商売を始めるなどの節目にあたっては、生家の兄(町で起業をして成功)に相談し、兄からは資金を貸し出してもらうなどの支援を得てきたという。

この事例のように、嫁ぎ先の娘の生活に対しても、生家の親族は経済面を含めて継続的に気を配っており、また娘は婚出後も生家の弟妹の成人や結婚に深く関与することがあるのである。これらは通婚圏が狭いからこそ可能となる。

3.2 通婚圏が遠い農家嫁の孤立

宋家村には、雲南省や四川省など、3000 キロメートル以上離れた地域から嫁いできた女性たちも存在する。こうした遠方からの婚姻は、村人の間では一般的な婚姻形態とはみなされず、多くの場合、貧困や、かつて地主階級出身だったことなどによって、やむを得ず選択された結果であると認識されている。

さらに、宋家村では「絶戸」と並んで、「光棍」(guanggun)という差別的な呼称も存在している。「光棍」とは、貧困などを理由に結婚適齢期を過ぎても独身のままでいる男性のことを指しており、家系の断絶を暗示する言葉として用いられる。「光棍」が結婚できないまま生涯を終えると、その家は「戸絶」となる。そこで宋家村では 1980 年代以降、経済的に恵まれていなかった雲南省や四川省の山村から女性を迎え入れ、「光棍」との婚姻を成立させてきた(表 2)。遠距離結婚が広がる契機となったのは、1984 年頃に宋家村出身の白立(仮名)という青年が軍に入隊し、雲南省に駐屯したことにある。当時、雲南省のベト

表2 雲南省・四川省からの嫁入者（山東省宋家村）

NO	出身地	嫁を迎えた際の夫の年齢	夫の独身理由	嫁の来村時期	宋家村で出産した子供の数	現在の居住地
1	雲南省	36歳	地主	1985年	2（男1女1）	宋家村
2	雲南省	27歳	富農	1985年	1（女）	宋家村
3	雲南省	30歳	貧困	1986年	1（女）	死去
4	雲南省	31歳	地主	1986年	4（男1女3）	宋家村
5	雲南省	25歳	貧困	1988年	2（男1女1）	宋家村
6	雲南省	23歳	貧困	1988年	2（男1女1）	宋家村
7	雲南省	30歳	地主	1991年	3（女）	夫と死別し、宋家村から20km離れた他村で再婚
8	雲南省	28歳	地主	1992年	2（男）	雲南省
9	雲南省	27歳	貧困	1993年	2（男）	雲南省
10	四川省	25歳	貧困	2004年	1（男）	宋家村
11	四川省	33歳	貧困	2006年	1（女）	宋家村
12	四川省	23歳	貧困	2007年	1（男）	不明
13	四川省	39歳	貧困	2009年	1（男）	夫と死別し、宋家村から18km離れた他村で再婚

出典：現地での聞き取り調査に基づき、筆者作成

ナム国境付近の山村では、国境紛争によって多くの若い男性が戦死したため、結婚できない若い女性が多数存在していた。白立はこの状況に着目し、自らの故郷で婚姻に至らない「光棍」たちと、雲南省の未婚女性たちを仲介する役割を担ったのである。

雲南省から嫁を迎えた家庭では、1990年代以降、嫁が帰省した際に現地の未婚女性を紹介したり、山東省へ同行させる例も見られるようになった。2000年代に入ると、四川省から山東省へ出稼ぎに来た女性が、職場の知人の紹介を通じて宋家村の男性と結婚するケースが増加していった。

一方で、遠方から嫁いできた女性たちの婚姻には、さまざまな困難を伴った。雲南省や四川省から来た女性たちは、山東省の方言に慣れるのに苦労した。また実家との間の物理的距離が遠いため、身近に頼れる親族が存在せず、孤立しやすい状況に置かれた。表2の8番の女性は、結婚後に夫から家庭内暴力を受け、耐え難い状況に直面した末に離婚し、雲南省へ帰郷した。さらに、表2の9番の女性も、舅の軽視や家族内での低い地位に苦しみ、同様に離婚して帰郷するに至ったのである。

以上の事例からも分かるように、宋家村におい

ては、遠方からの婚入はあったものの、日帰り可能な距離に嫁の生家のあることが、婚姻の条件として重視されてきたのである。通婚圏が狭いことによって、日常的な相互扶助が可能となり、生家との継続的なつながりも維持されてきたのである。

4. 跡継ぎ息子がいない農家の生活戦略

4.1 「絶戸」を避けるための村人の生活戦略

「一人っ子政策」の実施により出産が制限されるなか、絶戸農家はさまざまな手段を講じて男児を確保しようとしてきたが、成功したのはこの間にわずか2戸にとどまっている。

一例として「捨て子」を迎え入れた農家がある。1953年生まれの阿剛（仮名）とその妻の間には、1976年に長女、1978年に次女、1980年に三女が誕生した。三女の誕生の際には、「一人っ子政策」に違反したとして罰金が科されたうえ、阿剛の妻は政策の一環として避妊手術を強制的に施されることになった。その結果、阿剛夫婦には跡継ぎとなる男児がいないまま、村では「絶戸」として扱われるようになった。

阿剛夫婦はその後、村外から跡継ぎとなる男児を迎え入れる決断をした。1987年、阿剛の妻の

生家がある村（宋家村から約3キロメートル離れた場所）で男児が誕生したが、その母親は重い病にかかっており、育児が困難な状況にあった。この事情を知った阿剛の義兄は、男児を妹夫婦に譲るよう交渉を行った。その結果、一定の金銭を支払うことを条件に、阿剛夫婦はその男児を養子として迎え入れることとなった。この養子縁組が男児の人身売買と誤解されることを避けるため、事前に話し合った日時に男児の実母が義兄の家の前にその子を置き去りにし、義兄がその子を「捨う」形式をとったうえで、阿剛夫婦に引き渡す儀式が行われた。村人の証言によれば、阿剛夫婦に対して村外から男児を迎え入れるよう強く勧めたのは阿剛の両親であり、必要な費用もすべて両親が負担したという。

二つ目の事例は、「過継」によるものである。表2の2番の農家では、雲南省から妻を迎え入れた後、女兒が誕生した。妻はすでにこの時点で高齢であったため、以降の出産は断念された。2番は三人兄弟の末子であり、長兄には男児が3人、次兄には男児が1人いた。長兄は30代半ばで交通事故により他界していたが、その息子たちが結婚適齢期に達した際、義姉は結納金などの経済的負担に耐えかね、舅姑を介して2番夫婦に次男を「過継」するように依頼した。2番は妻の同意を得たうえで、長兄の次男が20歳となった1991年に正式な「過継」の儀式を行い、養子として迎え入れられた。その後、2番夫婦は息子のために家屋を新築し、結納金を準備して婚姻を成立させるなど、親としての役割を果たした。

このように1990年代には、「一人っ子政策」実施以前に男児が2人以上いる家が一般的であったために、兄弟から「過継」することが可能であった。またこの時期、「一人っ子政策」によって「絶戸」となる現実が差し迫る状況において、一族の血統が途絶えることをより強く忌避したのは、息子夫婦世代よりもむしろ親世代であった。そのため、「絶戸」の回避に向けた意思決定も親世代によって実質的に主導される場合も多かったのである。

一方で、宋家村においては、前述の表2の2番や阿剛のように「過継」や外部から男児を養子と

して迎え入れる対応を取った農家は依然少数派なのであった。「絶戸」に直面した村人の多くは、それを宿命として受け入れていたのである。

4.2 「絶戸」を宿命として受け入れた村人の生活戦略

事例地の農村において「絶戸」となることに対して最も懸念されたことは、老親介護の担い手不在と、祭祀を担う者の欠如であった。では宋家村において「絶戸」の宿命を受け入れた村人たちは、これらの課題に対してどのように対応したのだろうか。

さきに述べたように、「一人っ子政策」の実施により、宋家村で「絶戸」となった農家は26戸に達した（表1）。現地調査の結果、これらの農家は老親介護および死後の祭祀に備えて、主に次の二つの生活戦略を講じていたことが明らかとなった。第一は、娘の婚出先を自村、隣村に限定したことである。第二は、祭祀における跡継ぎ息子の役割を、娘が実質的に担うようになったことである。

表1にも示されているように、一人っ子政策が実施された1980年代以前から、宋家村では娘の婚出先をできるだけ近隣の村に留めておくことが広く行われていた。2000年代以降も、村内で自家用車の普及が進むまでの期間においては、跡継ぎ息子をもたない農家では、娘の婚出先をできるだけ近距離に限定する傾向が一層強まっていたのである。

たとえば、宋家村で最初に「絶戸」（後に「戸絶」となった表1の1番の農家は、一人娘を徒歩7分ほどの距離にある張家村（仮名）へ嫁がせた。張家村は宋家村に隣接する村であり、2017年には両村が合併して同一の行政村となっている。徒歩10分以内という近距離への婚出には、家経営において複数の利点がある。第一に、「絶戸」農家の老親介護や日常的な農作業の支援が得られやすい点である。張家村は張姓のみからなる単姓村であり、娘をそこに嫁がせることは、「同姓不婚」の慣習を守りつつ、力仕事や看病などの必要が生じた際には、娘夫婦が迅速に生家の支援に駆けつけることが可能となる。

第二に、「絶戸」農家における死後の祭祀への対応においても便宜がある。表1の1番の農家では、夫が亡くなった際、葬儀で跡継ぎの男児が担うとされてきた打糰（はたもち）および頂盆（焼ごらを頂いた後に、投げ捨てて打ち壊す儀式）を、一人娘が代行することとなった。その後、娘は生家の母親を張家村の自宅へ迎え入れ、老後の介護を担った。この後、娘を張家村に嫁がせた「絶戸」農家としてはほかに、表1の3番および8番が確認できる。

宋家村ではこうした「村内婚」の普及に伴い、「同姓婚」も徐々に容認されるようになっていった。表1の2番、4番、6番の農家では、娘を宋家村内の王、孫、李などの異姓の家に嫁がせることで、「同姓不婚」の慣習を維持しつつ、通婚圏を村内に限定する戦略を採用した。さらに、1980年には村内の女性が同姓の男性と見合いを行い、1982年に婚姻が成立した。これは宋家村における最初の「同姓婚」の事例であり⁶⁾、その後は「同姓婚」が村で徐々に一般化していった。

5. 考察：「絶戸」農家の生活戦略にみる継承形態の変化

5.1 「絶戸」農家の娘の二重役割

「一人っ子政策」の実施により、都市部でも農村部と同様に跡継ぎ息子がいない家が続出した。施利平は、家（jia）意識そのものは変化していない状況のもとで、跡継ぎ息子を持たない都市住民の生活戦略に着目している。施によれば、中国政府が「一人っ子政策」を廃止し、2016年以降から第二子の出産が認められるようになると、跡継ぎ息子を持たない都市部の住民は、それまでの娘夫婦へのマンション購入といった投資に代わって、第二子をもうけさせて自らの姓を継がせるように働きかけているという。すなわち一人娘が成人し、結婚適齢期になると、彼女たちは、①従来どおり婚家での嫁役割（婚家の男子後継者の出産、義理の親の扶養、祖先祭祀の継承など）のほか、②新たに生家での「跡取り娘」としての役割（生家のための後継者の出産や老親扶養と祖先祭祀）という「二重役割」が期待されているというのである（施 2024: 14）。

本稿が対象とするのは、施とは異なり、跡継ぎ息子を持たない農村部の家の生活戦略である。そのためであろうか、本稿の調査においては、施が指摘する娘の「二重役割」のうち、「生家のために後継者（第二子）の出産」という側面については確認されなかった⁶⁾。ただし、それ以外の役割——すなわち、婚家における嫁としての役割や、生家における老親の扶養・祖先祭祀の継承といった側面——については、本稿の事例地でも広く確認された。

農村部で「絶戸」となった家に着目すると、都市部とは異なる特徴として、娘に農地の維持・管理、すなわち、物質的生活基盤の確保を期待する傾向が見られる。跡継ぎ息子を持たない農家が、娘を隣村や同じ村内に嫁がせるという生活戦略を選択した背景には、農地管理におけるこうした利便性を重視する意図もあったと考えられるのである。

1998年以降、中国では「土地管理法」の施行により、農地の使用権が30年間固定される制度が導入された。この制度変更は、意図せざる結果として、「絶戸」農家において農地使用権を娘夫婦世帯に長期的に引き継がせる契機となった。具体的には、表1に記載された2, 3, 4, 6, 9番の農家では、娘を隣村または村内に嫁がせた後、娘夫婦に農地の耕作を委ね、その見返りとして主食である小麦を受け取るという相互扶助的な関係が築かれていた。

このように事例地の「絶戸」農家では、老後の生活保障の中に食の確保も含まれているのである。たとえば、表1の6番農家では、村内に嫁いだ長女夫婦に農地を任せ、その代わりに食糧の無償供給を受けている。また、車で10分ほどの距離の村に嫁いだ次女夫婦は、ビジネスで成功し、6番夫婦の生活費や医療費を支援している。こうして、6番夫婦は老後に対する不安を抱くことなく、安定した生活を送ることができているのである。

こうした「絶戸」農家の娘の村内婚は、1990年代から2000年代にかけて集中的に行われた。その後2010年代に入ると、たとえば表1の5番や8番のように、娘の結婚を契機として、県政府

所在地のマンションに移り住み、娘夫婦と同居するケースも出てきた。このような近隣都市へ移り住んだ絶戸農家は、現在は村人から羨望のまなざしを向けられるようになっている。

5.2 跡継ぎ息子がいない農家の「絶戸」に対する受容

先行研究では、「一人っ子政策」の実施によって男児が一人に限定されたために、「過継」などによっても農村では「絶戸」の回避が困難になったと指摘するものが多い(楊龍 2016 など)。それに対して今回の調査では、「過継」の条件が整っていたとしても、それをあえて選ばない農家も相応に多いことが明らかになった。

例として、表 1 の 3 番夫婦を挙げられる。3 番の夫は三人兄弟の次男であり、兄夫婦には男児が 3 人、弟夫婦には男児が 1 人いた。3 番夫婦の間には長女、次女、三女がいたが、1979 年に一人っ子政策が実施されると、3 番の妻は 1980 年に三女を産んで罰金を科された後、避妊手術を強制的に受けさせられ、跡継ぎの男児が生まれる可能性は絶たれたのである。そのため村では「絶戸」と見なされるようになった。

当時、表 1 の 3 番の姑は 3 番夫婦に対して、兄夫婦から男児を一人迎える代わりに、娘を弟夫婦に譲るという「過継」案を提示した。この提案に対して、子どもが多く生活が苦しかった兄夫婦と、一人息子しかおらず女児を望んでいた弟夫婦は、すぐに賛成の意を示した。しかし、3 番夫婦はこの提案に強く反対の意志を示した。最終的に、3 番夫婦は提案を拒否し、この過継案は立ち消えとなった⁷⁾。

この「過継」とは別に、表 1 の 3 番に対しては、1980 年の冬に、他村で生まれた男児を引き取るという話を持ち上がったことがあった。宋家村から約 10 キロメートル離れた所に、未婚のまま男児を出産した女性がいた。当時は女性の貞操が重視されており、未婚での妊娠・出産は厳しく非難されていた。女性の両親は事態把握後、娘の将来を考慮し、密かに生まれた男児を養子に出そうと、信頼できる村の幹部に相談した。この幹部は 3 番の夫と仕事上の関係があったことから、

「絶戸」である 3 番夫婦に対して、女性の私生児を引き取ってもらえないかと打診した。しかし 3 番夫婦で話し合った結果、秘密を守ることが難しい農村社会において、私生児を引き取った事実を隠し通すことは困難であるとして、この依頼を断ったのであった。

3 番の妻はこの時のことを概ね次のように語っている。すなわち、姑からの過継案を拒否したことで、舅や姑、夫の兄弟夫婦との関係が悪化している状況下で、一族と血のつながりが無い私生児を受け入れることは、一族からも反対されるだろう。なぜなら、一族内で過継が行われた場合には、3 番夫婦の財産は最終的に夫の兄夫婦の息子に継承されることになる。ところが、よそから男児を引き取った場合には、その「よそからのもらい子」が財産を相続することになる。このことに対して反発が生じる可能性が高いというのである。このように、財産分与という観点からも、3 番夫婦は最終的に私生児の引き取りを断念したのである。

「過継」の条件が整っていたにもかかわらず、それを実施しなかった例としてはほかに、表 1 の 19 番夫婦がある。2015 年に兄嫁が夫をアルコール中毒で亡くし、一人息子を残して他村へ嫁ぎたいと相談してきたことをきっかけに、19 番夫婦に対して「過継」の提案がなされた。しかし 19 番夫婦も、先に述べた 3 番夫婦と同様に、「絶戸」となる運命を受け入れ、この提案を断っている⁸⁾。

このように、「一人っ子政策」の実施によって出産が制限されるなか、「過継」などの対応策を講じれば「絶戸」となることを回避できたにもかかわらず、それをあえて選ばず、「絶戸」となることを受け入れた農家も存在していたのである。こうした跡継ぎ息子がいない農家は、父系血統の継承(香火の永続)を断念する一方で、娘の婚姻圏をより近隣に留める(または近隣の町に移住した娘夫婦と同居する)ことによって、老後の生活保障を確実にするという生活戦略を選択していたのである。

6. 結 語

中国華北の漢民族農村社会においては旧来、跡

継ぎ息子がいないまま「戸絶」になることは深刻な問題と見なされてきた。そのため「戸絶」につながりうる「絶戸」状態であることも、父系血統の断絶にとどまらず、老親介護の担い手や農作業の労働力の不足、さらに祖先祭祀を担う者の不在といった、日常生活における具体的課題とも密接に関係していると考えられてきた。にもかかわらず、「一人っ子政策」が一世代以上にわたって実施されてきたために、中国各地の農村では、後継ぎ息子のいない「絶戸」状態にある農家が急増したのである。

そこで本稿では、跡継ぎ息子がいない農家の立場に寄り添いながら、これらの農家が旧来の家意識とどのように折り合いをつけつつ、生活戦略を立ててきたのかについて、現地調査にもとに明らかにしてきた。

事例地の宋家村でも、「一人っ子政策」の実施により跡継ぎ息子がいない農家は急増していた。これら「戸絶」に直面した農家の中には、従来の「過継」などの対応をとることで男児を確保する例も見られたが、事例地では少数派であった。多くの農家では、以下のような生活戦略を通じて、対応してきたのである。

その第一は、娘の嫁ぎ先をできるだけ近隣、できれば村内に限定する、いわゆる「村内婚」を生活戦略として選択していたことである。村内婚であれば、少なくとも耕作をはじめとした労働力や老親介護など、生家の生活にとって必要な便宜は得やすかった。また遠方からの婚入が必ずしも家族生活をうまく継続できるとは限らないことを宋家村では並行して経験していたこともあって、村内婚がより積極的に求められたという背景もあった。

生活戦略の第二は、従来のしきたりを見直し、両親の葬儀において婚出した娘が後継ぎの息子に代わって儀式を執り行うことなどを認めるようになったことである。加えて「同姓婚」を認めることで、第一の戦略をより容易にすることも行われるようになった。

以上のように、跡継ぎ息子がいない農家が生活戦略として選び取ったことがらは、生家の成員が死後も含めた生活の安寧を軸としたものであっ

た。村内において「絶戸」であるという評価に変わりはないとしても、村での生活上の便宜を十分に継続して得られるように、息子のいない農家では、娘の婚出先を意図的に狭め、かつ村のしきたりの一部を変化させてきたのである。

それでも「一人っ子政策」以前と比較すれば、はるかに「戸絶」に直面する農家は多いままである。本稿の考察から明らかになったのは、跡継ぎ息子がいない農家の中には、自らの代で「戸絶」となることを一種の宿命として受け入れている例も少なくなかった。たとえば、同じ宗族（兄弟）の中に「過継」可能な息子が存在し、かつ姑から強く勧められていたにもかかわらず、それを拒否するという例も存在していた。

このことを伝統への反逆や「一人っ子政策」への服従と捉えることは正しくない。むしろこうした心的態度は、伝統的な父系の血筋を重視する価値観を温存したうえで選び取られたことがらであることに留意が必要である。「絶戸」という一種の差別語が村内で今もなお幅を利かせていることが、このことを傍証している。

その意味で、女性の村内における地位上昇が「一人っ子政策」によって果たされたと安易に考えることはできないだろう。ただし、かつて男性のみが関わるべきとされてきた祭祀について一部女性にも開放されつつあること、また村内の同姓婚が一般的に認められるようになるなど、盲目的に伝統的な家意識を守っているだけではないことには留意が必要だろう。

また、跡継ぎ息子がいないことがそのまま当該農家の不幸に直結するわけではない点にも留意すべきだろう。娘夫婦が生家の近隣で暮らしていること、また死後においても実の娘がこの世とあの世を橋渡ししてくれることは、生家の両親にとってはもちろん、その娘にとっても、経済的・精神的な安定をもたらしている。その意味で後継ぎ息子のいない各農家は、生活者としての合理的判断を働かせることによって「一人っ子政策」と対峙し、生活戦略を練り直しながら今日に至ったのだということができないのではないだろうか。

農村を含めた中国全土において今後、急速な少子化が見込まれている。そうした状況の中で、従

来の父系重視の価値観が今後も温存されるならば、村の存続自体が危ぶまれる事態も容易に想像される。「ポスト一人っ子」に向き合わざるを得ない中国農村は、今後どのような選択をしていくのだろうか。さらに継続して注視していきたい。

付記

本稿は、科研費 20K02108, 25K05473 の成果の一部である。

注

- (1) 中国の学者の多くは、「絶戸」よりも、中立的な語感を持つ「女兒戸」を好んで用いる。本稿では文脈に即して両語を使い分けている。
- (2) 「戸絶」と「絶戸」は同意義であるとの主張もある(王彦輝 2008: 228)。
- (3) 2025年8月に村長への聞き取りによる。事例地での調査は、2023年8月12日から25日、2024年8月20日から29日、2025年2月5日から17日、2025年8月8日から14日、19日から25日にかけて実施した。事例地の宋家村は、2017年に隣村・張家村と合併して宋張村(仮名)という行政村になったこともあり、本稿では張家村に婚出したことも村内婚に入れた。
- (4) 表1の作成にあたっては、直接当事者である女性本人への聞き取り調査を行ったほか、村の広場にある「女性の集まる場」において、「絶戸」家庭の女性(母親や娘たち)に関する出生年や婚姻圏の情報を収集した。のちの表2についても同様である。
- (5) このケースの場合、同姓であったが、結婚した2人は別の宗族の出身である。
- (6) 中国江南部の農村では近年、両頭婚(跡継ぎ息子がいない農家の娘が結婚後、後継ぎにおいて生家と婚家とを平等に扱う婚姻形態のこと。娘に複数の子どもが生まれた場合に、各子が生家と婚家の姓をそれぞれ名乗る。)が見られた。両頭婚では、生家のために後継者(第二子)を出産することが推奨される。しかし、なぜ江南部の農村に限って両頭婚が見られるかについては、いまだ十分に解明されていない(楊可 2025)。
- (7) 表1の3番の妻の対応について、閻(2017: 186-7)でも言及している。
- (8) 閻(2020)でも指摘したように、この地域では息子の結婚に際して、親世代が多額の出資を担う

必要があるとされている。息子が「過継」した場合も同様であり、息子の結婚に備えた婚資(結納金, 2025年現在の相場で約20万円〔約400万円〕)を準備するだけでなく、マンション(同相場で約80万円〔約1600万円〕)を購入して与えることが期待される。一人当たりの年収が3万円(約60万円)ほどであるなか、このような過大な経済的負担が、兄弟から息子を「過継」することをためらわせ、断念させる要因の一つになっている。

参考文献

〈日本語文献〉

- 小浜正子, 2020, 『一人っ子政策と中国社会』京都大学学術出版会。
- 秦兆雄, 2005, 『中国湖北農村の家族・宗族・婚姻』風響社。
- 滋賀秀三, 1967, 『中国家族法の原理』創文社。
- 施利平, 2024, 『中国の一人娘は出産とどう向き合うのか：一人っ子政策／結婚／世代間交渉』青弓社。
- 閻美芳, 2017, 「中国民衆による『下からの公』の生成プロセス：山東省一農村を事例として」社会学評論 68(2) : 176-193。
- , 2020, 「一人っ子政策は中国の村に何を残したのか：山東省の農村において生育制度が果たした役割に着目して」『村落社会研究ジャーナル』27(1) : 1-12。

〈中国語文献〉

- 費孝通, 1939=2009, 《費孝通全集》第2巻, 内蒙古人民出版社。
- 李霞, 2010, 《娘家与婆家》, 社会科学文献出版社。
- 李銀河, 2009, 《後村の女人们—農村性別権力関係》蒙古大学出版社。
- 梁中, 2014, 「艰难的歷程：從“一胎化”到“女兒戸”」《開放時代》2014年第4期 : 11-44。
- 王彦輝, 2008, 「秦汉时期的“戸絶”与社会控制」《妇女研究论丛》2008年第6期(总第179期) 228-231。
- 楊華, 2010, 「伝宗接代：農民生活意義の一項基本命題—以湘南宗族性村落“純女戸”為表述对象」《古今農業》2010年第2期 : 10-20。
- 楊可, 2025, 「匹配の花婿：両頭婚の平等追求与文化伝統」《浙江学刊》2025年第5期 : 168-175。
- 楊龍, 2016, 「華北鄉村有女兒無兒子家庭的財產繼承和贍養, 1949-2014」《中国鄉村研究》第12輯 : 211-239。

Livelihood Strategies of Chinese Rural Families without Male Heirs: A case study of rural North China after the one-child policy

Meifang Yan

In traditional rural Han Chinese society, the absence of a son to continue the family line was long regarded as the gravest form of unfiliality. Households without a male heir were often stigmatized as *juehu* (literally, “cut-off households”) and subjected to social discrimination. However, the implementation of the one-child policy (1979-2015) led to a dramatic increase in the number of rural families without sons.

Based on ethnographic fieldwork in a North China village, this paper finds that many such households did not follow the traditional expectation of striving to produce a male heir at all costs. Instead, they gradually came to accept the prospect of becoming a “cut-off household” as a matter of fate, and developed several practical strategies in response.

First, daughters were encouraged to marry locally within the village. This arrangement allowed families to retain essential agricultural labor nearby and ensured that someone would be available to care for parents in old age. Second, villagers began to reassess long-standing customs and increasingly accepted the practice of married daughters taking on roles traditionally reserved for sons in their parents’ funeral rites. Ultimately, the strategies of these sonless households reflect a crucial pivot: away from rigid patrilineal continuity, and toward ensuring practical security and well-being for family members both in life and after death.

〈翻 訳〉

エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本－ヨーロッパ』第6章 (その3)

貫井 隆・舟木 徹男

1. 訳者まえがき

エミール・レーデラー (1882-1939) は、東京帝国大学でも教鞭をとった戦前ドイツの世界的な経済学者・社会学者である。前号に引き続き、彼が妻エミーと共に著した日本社会論『日本－ヨーロッパ——変容する極東』を以下に翻訳する。底本としてはドイツ語版 *Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten* (1929) を用いる。なお、ナチを逃れてアメリカへ亡命した後に刊行された英語での改訂版 *Japan in Transition* (1938) も適宜参照する。〔 〕内の語句は、訳文において訳者が補ったものである。

今回訳出するのは、第6章「極東の国家——中国」の終盤 1/3 である。貫井が下訳を作り、その後、全体にわたる訳文修正作業を舟木と共同でおこなった。

2. 翻訳『日本－ヨーロッパ』

第6章 極東の国家——中国 (その3)

日常生活におけるこれらの事実は、「政治」というものが中国ではヨーロッパとは異なる意味を持っていたことを示している。〔中国では〕政治が末端まで行き届くということではなかった。地方政治はそれぞれの地方に、思い思いの生活を許していた。つまり、私たちが理解する意味での行政はおこなっていなかった。この圧倒的に私的な様式の中では、絶対君主国家がすでに担っていた数多くの行政的・文化的任務も、存在していなかった。

〔中国における〕ヨーロッパ的な国家性の欠如は、国家と政治の呪術的な本質そのものに起因す

る。諺にもなっている中国の無為主義により、システムティックな行政や大規模な組織化は十分な展開が許されなかった。世界の道 (タオ) を保つことこそが唯一の目的である以上、政治にどんな具体的な仕事が残されるだろうか。都市においては、商取引や交通の必要に迫られて生じる行政機能は、商業組合の役割であり、村落においても、素朴な自治が同様に行われていた。統治者自身は封建階級に属しておらず、彼らが「統治」する地方の土地所有に安住することもなく、確固たる権力基盤を持たなかった。また、職務の拡張や主権化への志向も乏しかった。もちろん、彼らがその地方を搾取しなかったわけではない。それどころか、明文化された法的権利によって搾取が認められているとさえ捉えていた。中国の伝統的教育が、政治的腐敗に対する予防機能を発揮したことは一度もなく、この「腐敗」という概念を中国に適用できるかどうかすら疑わしい。なぜなら、中国人にはヨーロッパ的な意味での国家概念がそもそもなく、国家の中に道德的なものが体现されているとは考えないからである。というのも、一部のヨーロッパ民族が特別な感情とともに国家を神聖視するような態度を中国人は取らないからだ。その点では、総督がその臣民を搾取の対象と見做し、自らの管轄する地方を、短い任期中に私腹を肥やすための土地として捉えることは、中国人にとってはいわば当然と思われたのかもしれない。それがあまりにも過度になれば、〔民衆の側から〕不満が表明され、ひどいときは反乱にまで至ったが、それは多くの場合、効果的であった。なぜなら、どの知事や総督も、他の地方の窮地にある同僚を助けに来ることはなく、また、そのこととは

別に、反乱はすべて、悪しき政治のしるしと受け取られたからである。こうして、中国では常に世論が一定の力を有しており、それは皇帝に対しても同様であった。どんな統治者も、臣民の暮らし向きがよいということをもってして、自らの統治の正当性を証明しなければならなかった。なぜなら、あらゆる混乱の責任は（臣民ではなく）統治者にあるとされたからである。

いずれにせよ、中国において「国家」は決して王朝の私領ではなく、王家の家産的な権力基盤が形成されることは決してなかった。政治は、理念上は常に人民のためのものとされ、善政かどうかを測る数えきれないしるしがあり、政府批判のための独自の機関も設けられていた。したがって王朝は、行使可能なあらゆる権力を持ち、強制労働などを課す権能を有していたにもかかわらず、役人と同じように、絶えず自らの正当性を〔臣民に対して〕証明し続けなければならなかった——それを怠れば、王朝は滅亡の危機に瀕するからである。それゆえ、王朝は本質的に、永久的なものではない。皇帝の地位は確かに世襲されるが、王朝が無能をさらけ出すならば、信用は失墜するし、場合によっては正当な反乱を甘受する必要さえある。宮廷にたいしてさえ、批判の余地は存在していた。後世が正しい評価を下すことができるよう下準備をすることが、史官の仕事であった。史官は、重要な事実を隈なく記録する義務を負っていた。しかし同時に、彼らはその時代の検閲官でもあった。史官は、どの立場の人間からも——皇帝からも——完全に独立しており、彼らが記す内容は厳密に秘匿されるべきものとされた。誰にも、大臣にさえも、その内容を明らかにする必要はなかった。ヒルト⁽¹⁾とロストホルン⁽²⁾によれば、史官の地位は非常に高かった。彼らは、高官の中でも最高位にあった文教担当の長官の直属の部下であり、「史官の称賛は、きらびやかな朝衣の授与にもまさり、〔史官による〕ひと言の批判は、広場での鞭打ちより重い恥となる」と言われている。起きた出来事を記録する者というのが、史官の定義である。「史」という文字は「手 Hand」と「真ん中 Mitte（真実）」と解釈されている⁽³⁾。とはいえ、中国の史官がこの理想をヨーロッパの歴

史家よりもよく実現していたかどうかについては、確かに議論の余地がある。現代の中国人は、〔史官による〕年記に歴史的資料としての価値があるかどうかについて、非常に懐疑的である。彼らは、特に範例ありきの作業、独創性の欠如、古い様式への固執、宮廷的発想への偏向を批判している。それゆえ、歴史文献はまるで「霧と煙の海」のようであり、それは「牛でも動かさないほどの書庫を埋め尽くす」が、大部分は役に立たないものと見なされている。（この点については、梁啓超⁽⁴⁾についてのロストホルンの興味深い研究「中国の歴史記述の始まり」³⁾を参照されたい。）

史官の記録は、王朝の崩壊後に初めて公表されるべきものとされていた。したがって、ある時代の現代史として書かれた歴史は、その時代が終結した後に、その時代をその時代自身が批判するかたちで、またその政治に対する検閲として、公表されるべきものであった。状況によっては、これは強い道徳的圧力として実際に機能した、影響力のある重要な手段であった。

したがって、私たち〔ヨーロッパ人〕は、公共的な諫言と世論を最高の権威として持つが、中国においても、君主、皇帝、天子こそが、秩序維持の責任を負うべきであるという要請は常に認められてきた。皇帝は、人民と天との仲介者にすぎず、権力の主権的担い手ではない。支配が呪術的性格をもっていたがゆえに、良い政治だと認められる条件は、秩序が保たれ、農業が豊作で、商業が繁栄している、ということのみであった。大規模な災害、飢饉、疫病などが発生して人々が苦しんでいるならば、それは統治者が何らかの罪を犯したからではないか、と見なされた。彼はそのとき（いや、不吉な兆しが現れた段階ですでに）悔い改め、恩赦を与え、官僚機構から無能な者や腐敗した者を一掃し、無制限の委任権を与えられた監察官や独裁官を地方へ派遣するだろう。そして統治者はしばしば、密告者や出世主義者の餌食となった——これは神格化された権力者すべての宿命であり、最も賢明な意図を持った権力者でさえも、自身の悲惨な最期への恐れから、ほぼ必然的にこうした宿命を背負うのだ。統治者は時に、自らの呪術的な力に頼ることもあっただろう。だが

たいていの場合は、道（タオ）との調和を再び回復しようと努めることになったであろう。中国の〔政治〕意識に深く根づく抵抗権、革命権は、しばしば罪のない政府を襲うこともあったであろう（とはいえ、中国では、どんな政府であれ、結果として失敗した場合には、罪の意識を覚えなくてはならないのだが）。だが少なくとも、〔この革命への恐怖は〕為政者に全力を尽くさせる緊張を生む。（ところで、たとえばアメリカ合衆国の選挙結果が景気の動向に左右されるというのは、実質的にこれと何か違うのだろうか。景気が悪ければ与党が多数の議席を失う、というあの現象は？）

つまり中国では、政治は神権的なものではあるが、永遠不滅ではないと考えられている。ロストホルンによれば、『周礼』⁽⁵⁾は、こうした考えに即して、宰相の任務を次のように定めている。すなわち、民を区分して秩序づけ、心を鎮め、和を保たせ、負担を均し、節度を守らせ、食を行き渡らせること、である。王朝はほかのどの家とも違わず一つの家であり、統治の過程でいわば自身の相続財産を食いつぶしていく。数代を経れば疲弊の段階、騒擾と混乱の段階が訪れる。その過程で、王朝は——革命によってであれ、外からの侵入によってであれ、あるいは新たな篡奪者の台頭によってであれ——滅びねばならない。ついで解体の時期がしばらく続き、やがて新しい王朝が再び力強く舵を取る。このように、国家は人民のすべてを包み込み支配し尽くすものではなく、個々人の生の道筋まで定めもしないし、不可侵の存在として民の上に超然と君臨するわけでもない。そして中国の歴史には、この基本的な構え〔＝中国的な国家性格〕を実質的に改めようとする試みは見当たらない。

では、この民族は何によって国家として結びついているのか？なぜ各地方にばらばらに崩れてしまわないのか？「中国」という概念の実質とはいったい何なのか？中国国家、より正確には古い型の中国国家は、文化共同体であった——やや大げさに聞こえるかもしれないが、これは中国にこそ最もふさわしい表現である。というのも、実際に中国国家を一つにまとめ上げ、さまざまな言語を話す四億の人びとを一つの民として結びつけてき

たのは、共通の文化、儒教に刻まれた共通の人生観、意思疎通における母語の相違を無化する教養人共通の文字〔漢字〕、そして共通の歴史と文学、および数千年の時を貫く伝統であるからだ。中国を支えてきたのはこれらであって、政治的な権力装置ではない。欧州的な意味での政治的権力装置というものは、中国固有のものとしてはほとんど存在しなかった。例外は、モンゴル民族による支配の時代と、各新王朝の初期の数世代の、軍事力がまだ集中していた時期だけであった。ゆえに中国文化は、非常に強力な同質化の力を示し、その統一性と思想的方向性によって、分裂や、自立した権力中枢の台頭を阻止してきたのである。

ヨーロッパとの違いは驚くべきものだ！ヨーロッパでは現代に至るまで、政治的な国境が文化的共同体を容赦なく横切り、引き裂いてきた。〔ヨーロッパでは〕資本主義が、一方で諸階級の民衆を広範囲に目覚めさせ、他方で彼らを大きな経済共同体へと編成することではじめて、文化共同体の土台を拡張・強化した。その結果、「(諸)国民」という語を現代的な意味で語れるようになり、国民は政治的な力となったのである。ところが古来より中国では、国家は、信仰・言語・慣習・生活様式の深い根を持つ共同体として存在している（ただし、宗教の諸制度は非常に寛容ではあるが）。なかでもおそらくもっとも重要なのは、祖先崇拜であり、世界秩序についての今なお効力をもつ呪術的な基礎観念（「宇宙論」）であり、そして古典主義の支配である。したがって、ここでの「国民的統一性」は、ヨーロッパのような外交政策的な概念としてではなく、文化共同体として捉えられるべきものである。それゆえ、国民が国家の〔管理の〕対象となることは決してない。反対に、中国では国家はつねに必要な最小限にとどまり、そのため人々の私的な生はその静態化・定型化の作用を十全に発揮しえた。私たちはしばしば、私的な生のうちに動的なものの震源を見よとする。だが、まさにその私的な生、こぢんまりした枠内での私的な生産、農民や市民が自分たちの狭い地域で営む平穏な暮らし——ヨーロッパにもそうした暮らしの例があるが——は、〔中国では〕途方もないもの、度を越したもの、過剰なものへ

の衝動も可能性も生み出さない。国家は、〔ヨーロッパの場合のように〕大規模な組織を備えてこそ、私的な生をかき乱す。国家は、農村にある格差の少ない私的な秩序の代わりに、厳しい階級的編成をもたらす。国家は高い目標を掲げ、無限の可能性へと向かわせる指標を設ける。ひとつの巨大な文化的民族の私的な生が、これほど国家性とは無縁に——否、より正確に言えば、これほど緩やかな国家性のもとで——大規模に実現された例は、〔中国を除いては〕おそらく世界のどこにもないだろう。そして、大規模に組織されたあらゆる強制権力を受動的かつ強固に退ける、この独特の態度が今日なお保たれていること、また、独立自営の傭兵隊長風の将官たちによる支配ですら、近代国家の成立にはほとんど寄与しなかったこと——さらには、産業・鉄道・電信の萌芽がありながら、いまだかつて強国としての中国が生まれなかったこと——これらは、家族制度と結びついた強力な伝統に加えて、私的な生への著しい志向というこの民族固有の素質が、この〔強国への〕道をこれまで閉ざしてきたことを示す印のように思われる。

とはいえ中国でも、いま築かれつつある近代産業の大組織は、それに応じた近代的交通網を国土を横断して張りめぐらせ、ついには国家機構一式を備えた近代国家を生み出すだろう。そのとき初めて、〔上で述べた〕中国的性格もまた時代条件に規定されるものなのか否かが明らかになるであろう。もし中国が近代国家——近代的官僚制、財政、軍隊、包括的な経済装置をそなえた近代国家——へと変化するならば（こうした想定は、今日なお、きわめて大胆なものだが）、平均的な中国人は、おそらく平均的な日本人以上に、その本性を作り替えなければならないかもしれない。というのも日本人はつねに、より鋭敏な「国家感覚」をもち、「国家にとって不可欠なもの」をその都度自主的に理解し、進んで身につけようとする姿勢を示してきたからである。これに対して中国的世界は、私たちの知る限り、偉大で豊かな生活様式を、いまに至るまで最も強固に保存してきた世界である。

*

したがって、中国全体は何度も征服され、そのたびに支配者が変わったが、しかし、中国そのものが大きな内面的変化を遂げることはなかった。だから中国人も「私たちは何世紀も満州民族に支配されたが、それで結局中国の何が変わったのか？」と疑問に思ったわけである。変わったのはむしろ満州民族である。満州民族が中国人になったのであって、中国人が満州民族になったわけではない。中国はすべてを取り込んで同化させる巨大な身体であり続けた。満州民族は中国の民族的身体に新たな血の流れ、新たな活力をもたらしたかもしれないが、中国の本質が根本的に変わることはなかった。しかし、ここ数十年の内に、少し見方が変わってきた。日本やヨーロッパ思想の影響を受けて、革命の数年前から、満州民族に対する中国人の国民的憎悪が芽生え始めたのだ。それでも多くの知識人たちは、中国が深刻な危機に陥ることはありえないと考えている。その理由は、中国文化が何千年もその優位を保ち続けてきたからであり、また、その文化が今でも同じ形で保たれているからである。そして最終的に、中国文化の基盤である社会制度、つまり〔中国的な〕家族が今なお存在し、今後もずっと、不動の構造を構成する細胞のように、決定的要素であり続けるだろう〔と彼らが考える〕からである。

しかし、中国の家族に言及したことで、〔中国社会が今後大きく変化するかどうかを判断する〕手がかりはすでに得られた。というのも、あらゆるものを巻き込む今日の徹底的な変革は、中国の社会制度が、特に家族制度が解体されつつあることと並行する事態、いやむしろ同一の事態であるからだ。かつての中国社会の基盤であった家族は、脅威にさらされている。これは政治権力によるものではなく、中国の周辺部から進行している工業化のプロセスによる。この工業化プロセスは着々と進行し、今や中国の内陸部奥深くにまで及んでいる。日本と同様、工業化が家族を崩壊させ始めており、それとともに、同じく工業化によって、中国の伝統文化の基盤も解体されつつある。

というわけで、伝統を重んじ、受け身で、変化を拒む中国の社会的身体においても、工業化が新しい時代を切り開いていると言える。まず社会構

造に関して言うならば、それが中核から危うくなるとは、誰も夢にも思わなかっただろう。なぜなら、モンゴル民族や満州民族が支配権を持った時代においても、農民は家族のもとに留まり、村も手つかずのままだったからである。それらの時代、変化したのは支配者層、つまり、地代の上に胡座をかく階級だけであった。しかし、今日起きている事態は、国民の社会構造の根底にまで影響を及ぼしている。ヨーロッパは中国に対して政治的な攻撃を仕掛けただけでなく、資本主義的な生産様式を持ち込んだ。そのことにより、中国の家族がアトム化され始めたのだ。これは、一方では人々のプロレタリア化のプロセスにおいて、他方では家族の絆——特にヨーロッパ化した知識人の間での——の解体において、最も顕著である。こうして初めて「ヨーロッパ的」な国家が実現可能になる。なぜなら、〔家族のアトム化が起こらない限り、〕家族というものは国家組織の細部にまで介入し、あらゆる政党を派閥へと、あらゆる主義主張を大家族の看板へと、公的な場におけるあらゆる成功を私企業の屋台骨へと変えてしまうからだ。中国人は冷静で合理的だが、何もかもを包み込む家族の重要性の前では、大きな理念も霞んでしまう。昔ながらの真の中国人は、〔ヨーロッパ的な〕国家を観念としてさえ持っていないだろう。それ以外に彼にどんな道が残されているだろうか！

1912年の中国の動乱〔辛亥革命〕は、ヨーロッパの革命ほどではないが、事前に組織化された政治的な意図に基づくものであった。旧来の中央集権的な権力は崩壊し、その威信は失墜した。新たに台頭した商工業の勢力は、中央の権力が自分たちの利益を守ってくれることを期待できなかった。孫文のような人物は、政府に比べて、現代の技術的・経済的ニーズを強く感じ取っていた。政府は、未だに「礼部」⁽⁶⁾という役所を抱え、現代のあらゆる新勢力を「野蛮」であるとして見下し、王朝の豪華絢爛な建築に国費を浪費していた。孫文はあえてヨーロッパに飛び出した。孫文は大胆な経済計画によって新たな中国の基礎を準備し、外国人が中国で労働し生活することを無条件で認めるべきだと主張し、満州民族が鎖国政策

によって国家に多大な損害をもたらしたと非難した。今日では、孫文が創設した政党⁽⁷⁾は、中国への内政干渉を企てる外国勢力と対立しているが、しかしその党は、同時に近代化の担い手でもあり、国家の独立性を取り戻すべく、ヨーロッパの設備や技術を意識的に取り入れようとしている。

1912年に始まった革命〔辛亥革命〕の過程は、その規模と帰結の大きさをゆえに、いまなお全貌を見通しがたい。発端は実のところ、1906年の教育制度（これは中国では国家の骨格そのものといえる）の改革——すなわち文学試験〔科挙〕の廃止——にまでさかのぼる。この「文学革命」は、中国ではことごとくがそうであるように、実は古い根をもつ。18世紀に興ったある批判的な学派⁽⁸⁾が、言語学的・文献学的な分析にもとづき、古典の文献の大部分を偽作と断じたのだ。孔子経典の中でも最も重んじられてきた書にまで、この批判の刃は及んだ。こうして、中国の教養の基盤、いやそれ以上に、中国の社会制度の基盤そのものが問いに付されたのである。もっとも、この学派は実際面では影響力を持たず、また1906年の改革⁽⁹⁾も彼らの議論に依拠したわけではない。改革の狙いははなはだ現実的で、次代を担う世代に、欧米とできるだけ肩を並べうる教育を保障する教育制度の可能性を開くことにあった。あわせて、死語となっていた古文の代わりに、口語を文語へと引き上げる措置がとられた⁽¹⁰⁾。こうして、簡明になった文語を身につけ得た広い大衆へ、新しい思想が浸透していく。旧来の文人とは違い、官途に就く可能性はないものの、留学帰りを先頭に、幅広い新しい知識人層が担い手となり、「西洋」の新思想を受け継いだ。彼らは近代的な共同体を求め、独立という国民的理念に賛同し、社会問題に熱を上げると同時に、産業化の過程を担う側にも回っていく。その過程において、大資本の利害は、その代弁者をきわめて素早く見いだしたのである。

この産業化の進展はプロレタリアートを生み出し、それによって中国社会の構造——家族と村——を危うくする。閉鎖的な大産業の内部に、新たな大きな社会空間が形づくられるようになる。大衆の広い層がいったん社会的に解体されると、

やがて自発的に労働組合が結成され、組織化されたプロレタリアートが、かつての大家族のように、個々の労働者を包み込む。労働者は政治的に考え始める。伝統に乏しく、過去のしがらみもほとんど持たない、存在の根底から動揺させられたこの新しい工場労働者層は、ここで自らの運命と使命の解釈——指針となる標語——を与えられる。彼らはその標語を情熱的に受け止め、能動的で組織化された大衆へと変わっていく。その際、彼らを指導するのは、巨大な知識人層のうち、産業化の過程の技術的・商業的な担い手にならなかった人々である。

労働者層より遅れて、しかしその分いっそう熱心に、商工業・銀行の企業家階層もまた結束を固めた。中国社会の革命化の過程、とりわけ急進的なプロレタリアートの形成を、当初この層はある種の平静さをもって受け止めた。彼らは確かな直感で、この革命運動が帯びる「国民的」な響きを聴き取った。そして国民的運動である以上、目指すところは、不平等条約の打破、諸特権を享受する欧州列強からの解放、とりわけ関税自主権〔の回復〕、および、それによって中国市場を保護できるようにすること、であるはずだ。ところが現状では、輸入にも輸出にも（！）同じ従価関税——価額の5パーセント、もしくは7パーセント半——が課されている。それゆえ、中国市場はほとんど保護されておらず、生まれたばかりの工業は、歴史ある工業国の圧倒的な競争力と即座に向き合わされ、しかも輸出にまで関税の負担がのしかかる。こうした事情のもとで、独立の旗を掲げる運動を中国のブルジョワジーが歓迎したとして、いったい何が不思議だろうか。

知識人、労働者、新興ブルジョワジーというこれら三つの勢力は、程度の差はあれ、大きな政治運動のうちに同時に登場し、この運動は国民党という組織形態を得た。だがやがて、彼らは互いに対立へと向かう。このこと自体、こうした近代的運動を基礎にして、中国が均質な内部を有する国家を築くことの難しさを示している。それはむしろ当然のことでもある。というのも、新しい国家〔近代国家〕はどんな古い国家にも継ぎ足せないからだ。古い国家には組織化された権力も、国家

制度もなく、まずは近代国家の基礎から据えねばならない。この自発的な新しい政治運動は、この巨大な民族が自らの力を自分たちで組織しようとする欲求を体現しているが、それはたしかに多くの場合、不十分で性急なものである。だがこの運動の前に立ちはだかるのは、「引き継ぐ」ことのできるような何らかの国家ではない。この「革命」が敵として戦うべき相手は、公然もしくは隠然たる外国勢力の影響であり、とりわけ、権力欲に満ちた将官たちが率いる中国の軍閥なのである。その背後には、影響圏の拡大や、果ては併合を目指す列強の欲望が、ほぼ例外なく控えているのだ。

こうして、近代的な新国家をつくろうとするあらゆる勢力——それらは互いの間にも対立を抱えていたが——の敵となったのは、すでにずっと前から、旧来の帝政中国ではなかった。帝政中国は革命後の数年間、袁世凱のもとで再起を図ったが、今日では瓦解している。つい最近まで新中国の前に敵として立ちはだかっていたのは、独立した将官〔軍閥〕たちだけであった。彼らは、（存在するかぎりの）交通機関を最大限に利用し、占領した地方を容赦なく食い物にして、意のままになる民衆の上にある種の主権を築き、実際、中国の名目上の政府をも支配した（〔こうした軍閥の〕最後の人物が張作霖である⁽¹¹⁾）。こうして彼らは、純然たる軍事国家がいかに困難で、無策で、費用のかかるものであるかを、日々、実例をもって中国人に教えたのである。なかには、たとえば死の数カ月前の張作霖のように、旧来の権威ある強力な「礼部」の職を復活させて、国民党に対抗する「真の中国」を体現するような外見を装った者もいた（盗賊上がりの将官が、儒教伝統の守護者とは！）。だが、そんなことをしても、彼らの実態は覆い隠せるものではない。これらの軍閥はまったくの寄生体で、いささかの建設的な力もなく、せいぜいのところ、外国勢力の代行者にすぎない。実際、彼らが国民党に抗しえたのは外国勢力の支援のおかげであり、それとて長続きはしなかった。むしろより大きな危険は、国民党の軍がみずから、俸給と戦利品をめぐる争う軍閥軍の構造を帯びかねないことにあった。いわゆる

「中国通」の中には——目下の〔中国における〕力学を感じ取るよりも、自覚されぬ不安をなだめたいがために——歴史からの類推にもとづいて、この巨大な、国家形成力を欠いた帝国は、またしても長い内乱の時代へ向かうほかはないのだと論証しようとした者が少なからずいた。だが、そうした遠い昔からの類推は、今や説得力に乏しい。中国の民族的身体は急速に組み替わりつつあり、政治活動に積極的な大衆の生活様式は目に見えて変化しており、自らの使命を担い得る指導層がこの過程を導いているからである。むろん、戦争と恐喝で食い扶持を得ている巨大な軍隊の存在には、大きな危険が潜んでいる。武器に習熟した 150 万から 200 万人の男たちを「復員」させることは、国内的には当面の最大の課題である。安定した権力装置なしに彼らを除隊させることは、きわめて危うい局面を招く。中国では、軍の解散間際に兵員がかえって膨れ上がることが、どれほどしばしば起きたことだろう。いわゆる「復員手当」を目当てに新たな志願者が次々と名乗り出るからで、場合によっては同一人物が何度も受け取る例が多数あった。

それでも、もし外国勢力がこの再編の過程——否、より正確に言えば自然発生的な自己組織化の過程——を妨げず、結局は確なことになる内政干渉を、将来にわたっていっさい控えるならば、これらの困難が乗り越え不可能だとは言えないだろう。中国の地に、内部が密接に統合された巨大な権力体が成立するとき——その兆しは今日すでに見えるが——、アジア史の、ひいては世界史の新しい時代が幕を開けるだろう。(了)

訳注

- (1) ヒルト Hirth, Friedlich (1845-1927) ドイツの中国学者。夏徳と称する。1845 年ミュンヘンに生まれる。1870 年以降、清国の海関に 30 年近く勤務し、陶器や絵画などの中国文化や東西文化の交流について研究。1902 年よりアメリカに渡り、コロンビア大学中国学講座初代教授。第一次大戦後にドイツに帰り同地で没した。主著に“China and Roman Orient” (1885)。
- (2) ロストホルン (Rosthorn, Arthur, 1862-1945) オーストリアの外交官、中国学者。
- (3) 漢字の「史」(「叟」)のなりたちが「又(=手)」+「中」(=真ん中=真実)であることを指している(「又」と「中」で「事実を書き記す人」を意味する)と考えられる(『全訳 漢辞海』4)による)。
- (4) 梁啓超(りょうけいちょう, リアン・チーチャオ 1873-1929)。中国、清末・中華民国の学者・政治家。広東省新会県の人。字は卓如、号は任公。康有為に師事し、戊戌の変法自強運動では中心となって活躍したが、失敗して日本に亡命。辛亥革命後に帰国して立憲党を基盤に進歩党を組織。司法総長などを歴任。主著に「清代學術概論」「先秦政治思想史」など。
- (5) 『周礼』(しゅうらい)は、中国の儒教教典の一つ。「儀礼」「礼記」と共に三礼(さんらい)の一つ。戦国時代以降に成立。周王朝の官制を天地春夏秋冬の六官に分けて記述し、天命の具現者である王の国家統一による理想国家の行政組織の細目規定を詳説する。
- (6) 中国の官制。尚書省の六部の一つ。礼式・祭祀・貢奉などを司った。盛唐以降は科挙も管轄。国政の実権はなかったが、言論・思想面でその存在は重んじられた。
- (7) 中華革命党(1914年結党)、後に中国国民党(1919年)。
- (8) 疑古派のことかと思われる。
- (9) 清末の光緒新政の中で行われた、清国を立憲君主制国家へと転換することを目的とした運動のことを指す。
- (10) 1917 年から中国で、従来の文語文をやめ、日常の口語(白話)で文章を書くことを主張する文体改革運動(白話運動)が起こった。米国留学中の胡適が提唱し、北京大学教授陳独秀の主宰する雑誌「新青年」に「文学改良芻議」を寄稿。続いて陳独秀が「文学革命論」を発表。魯迅の『狂人日記』『阿 Q 正伝』がさらに運動を盛り上げた。第一次大戦後、1919 年の五・四運動の広がりとも呼応して、言語上の問題にとどまらず、旧来の倫理や思想を打破しようとする文化運動に発展した。
- (11) 張作霖(ちょうさくりん, チャン・ツオリン 1875-1928) 中国の軍閥。奉天(今の遼寧)省海城県出身。字は雨亭。馬賊から北洋軍閥奉天派の首領となり、中国東北地方を支配した。一時、日本軍と結び北京政府の実権を握ったが、1928 年、国民党の蔣介石の北伐軍が近づくと北京を脱出。奉天へ逃れる途中、関東軍の謀略による列車爆破で

死亡した。

文献

- 1) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1929 "Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten" Frankfurter societäts-druckerei g.m.b.h.
- 2) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1938 "Japan in

Transition" Yale University Press.

- 3) A, Rosthorn. 1920 "Die Anfänge der chinesischen Geschichtsschreibung Sitzungsberichte" Akademie der Wissenschaften in Wien, Hölder
- 4) 戸田芳郎監修, 佐藤進・濱口富士雄編, 2000 『全訳 漢辞海』三省堂

小特集「続・『公共性』を問う」 の論文の連載について

本論文は、小特集「続・『公共性』を問う」に掲載が予定されていた栗田論文である。この特集は、2022年に『龍谷大学社会学部紀要』第63号に掲載された「『公共性』を問う－2022年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム『公共性の危機』と人文・社会科学の課題」についての報告の続編である。

2023年3月と10月に開催された龍谷大学社会学部の研究FD報告会において、清家准教授、栗田教授、井川氏がそれぞれの報告を行い、すでに第65号には、清家論文（テーマ：「公共性の危機と公共社会学の課題－市民と諸科学との対話へ」）および井川論文（テーマ：「仏教社会福祉の公共性－20世紀初期の公共空間の形成と仏教倫理」）が掲載された。

今後も、新社会学部の理念である「公共社会学」は、対話を重視し、一つの学問の有効性と限界を認識しつつ、学際的な研究を探求するものである。この理念に基づき、それをさらに深めるために「公共社会学」に関する共同研究を継続中である。次号以降には、2024年度から始まった龍谷大学国際社会文化研究所の研究プロジェクト「複合危機と公共社会学の課題」の成果を、共同研究の一環として掲載する予定にしている。

〈小特集〉

公共社会における社会福祉学の視点 ——公共性の危機に向けたソーシャルワークの貢献——

栗 田 修 司

要旨：公共性の危機と言われる時代にあつて、社会福祉学の方法論と言われるソーシャルワークの視点から、公共性の危機に貢献できることと、その貢献に当たつての課題を提示する。とくに日本において社会福祉学が制度・政策論を重視してきた歴史的経緯から、社会福祉学では制度・政策論から公共性の危機に対応するものとの偏った考えが他の学問領域で語られている現状を再確認したうえで、ソーシャルワークの視点からの対処を検討する。社会学とコミュニティソーシャルワークから提示された「対話」の必要性に対し、そこに「協働」を加えることは妥当であるが、それだけでは解決できない部分もある。それは、精神に障がいを抱えた方々やソーシャルアクションに関わるストレスを抱えたストライカーといった「対話と協働」に入りにくい人々への対応である。そのために個の精神内界の知識と苦悩を抱えたストライカー支援の方法を、内省的思考を踏まえた仏教の視点を加えてソーシャルワーカーに教育することである。こうした教育により、これらの弱い立場の人々も一層「対話と協働」に加われることになる。

はじめに

重層的支援体制整備事業を展開する中で、社会福祉分野では「公益性」という用語が多用されてきている。公益は、法に根拠のある用語であり、社会福祉分野ではこの用語使用に特別な意味合いが付与されているわけではない。しかしながら、社会福祉学に近接する社会学では、むしろ「公共性」という用語になじみがある。本論では、こうした用語の相違を明らかにし、近年、公共性の危機が叫ばれる中で、社会福祉学、特にソーシャルワークが貢献できる視点を提示する。そのうえで社会学から学ぶべき点と、逆に社会福祉学が社会学に寄与できる点について明らかにすることを目的とする。なお、本論は本学のFD報告会にて報告した内容をもとに作成したものであり、2023年1月に開催された本学でのシンポジウムや本学社会学部の動向並びに本学教員の研究活動を中心に据えながら論じる。

公益性と公共性の異同

公益 (public interest) 性は、社会全般の利益の

ことで、そこには価値観が含まれ、「公共善」といえるという(伊藤志のぶ, 2010)。その事業である公益事業には社会福祉法人などが含まれる。もちろん長谷川などが述べるように「公」の漢字が日本では「民」に対峙されるものとして使用されているので、英語の public の意味と相違して使用されることがあることは注意しなければならないし、そのことは筒井も指摘した(長谷川公一, 1998; 佐藤友美, 2012; 田中明彦, 入澤崇ほか, 2023)。

これに対して、公共 (public sphere) 性はすべての人に対して共通するという意味合いにおいて使用される点に特徴がある。また、公共性は理論社会学において取り上げられてきた傾向があるという(田中重好, 2002)。こうした意味からいえば、社会福祉学において公共性の用語を使用するならば、それはすべての人の福祉を目指すとする広義の社会福祉や目的概念としての社会福祉に、いずれかと言えば適合している概念といえよう。

以上のことをもとにすれば、すべての地域の人々の福祉を目指す時代において利益を中心とした用語である公益性を使用していることは、やや

矛盾している時代背景があるとも言えなくはない。つまり、今後は社会福祉学においても利益を重視する概念からさらに広範な社会学同様の公共性という視点から考えることが時代に適合したものと見えよう。

今回は、こうした矛盾を感じ取りながら、しかもその公共性が危機に瀕しているとの認識のもと、公共社会において社会福祉学、特にソーシャルワークが貢献できる点について検討したい。

社会福祉学の特徴

社会福祉学について村澤は「社会学と社会福祉学は兄弟」と述べている(田中明彦, 田村公江ほか, 2023)。これは成立時期が近似している点などをもとにした歴史的考察から述べられたもので、妥当な見解といえる。社会学(sociology)の初出はオーギュスト・コント(Auguste Comte)といわれ1820年代であり、社会福祉学の一つの近代支援の始まりと考えることができる慈善組織協会(The Charity Organization Societies; COS)は1869年、さらに重要な支援対象分野である貧困の調査の始まりはチャールス・ブース(Charles Booth)の貧困調査であるといわれるが、これは社会調査でも、社会福祉調査でもあるが、1886年に始まった。これらすべてが産業革命の影響を受けた19世紀の産物である。

しかしながら、現実には日本で学問分類上は、「兄弟」というよりは「子弟」ともいべき関係性から、上位概念としての社会学に、下位概念としての社会学と社会福祉学が並列に位置してきた⁽¹⁾。それでも、その関係性が兄弟であるか否かは別としても、非常に近い視点を共有することは間違いがない。

一方で、こうした近似する社会学と社会福祉学の相違に関しても村澤は、社会学と福祉政策を対峙させてその説明を行っている(田中明彦, 田村公江ほか, 2023)。つまり、社会について探查し、考察するものが社会学であるなら、そこから明かされた社会問題や社会の矛盾に対して社会の側が政策的にかかわることを福祉政策として、これが社会学とは異なる社会福祉学の特徴であるととらえていることになろう。この場合、もちろん広範

な政策である社会政策との相違は考慮しなければならないが、社会学との基本的な相違点としては妥当な考えと言えよう。しかしながら、ここで注意しなければならないことがある。それが社会福祉学の方法論といわれるソーシャルワークの位置づけと、その社会学との関連である。

ソーシャルワークとは

ソーシャルワークは日本では社会福祉の方法論、援助技術や支援技術、あるいは社会事業や社会福祉事業、社会福祉活動として位置づけられている⁽²⁾。また、学問の方法論(methodology)としてソーシャルワークを位置づけることもある。したがって、社会学などの他の学問との相違を検討する場合、社会学と社会福祉学という学問分野同士として検討することはあっても、社会学とソーシャルワークの相違を検討することはあまりなされない。しかも、日本において社会福祉学はその歴史的成立の経緯から、いずれかといえば制度・政策論としての学問として強調されてきた経緯がある。このため、先の村澤のように他の学問領域からはその政策性が強調されやすいし、それが一般的な見解ともいえよう。

日本の社会福祉学は制度・政策論と方法論としてのソーシャルワークの二本柱で成立している。それゆえ、社会福祉学はこれらの二つの車輪によって進んでくと表現されたりしている。社会福祉のSocial Welfareのfare(経験する、暮らす)やドイツ語のfahren(進む)というイメージに合わせたと言えよう⁽³⁾。

こうした二本柱にもかかわらず、いずれかといえば制度・政策論が強調されてきたため、社会福祉学の特徴を他分野から見ると、特にこの方法論という位置づけにあるソーシャルワークを考慮した考察が抜けやすい。こうした矛盾は社会福祉学を教育する教育カリキュラムのあり方にも起因する。

一方で、たとえばソーシャルワークが先行したアメリカにおいては、日本でいうところの社会福祉学(Social Welfare)の学部ではなく、ソーシャルワーク教育を主とする大学院のソーシャルワーク研究科(School of Social Work)が時の流

れの中で主流となった。この結果、社会学との相違を検討する場合、制度・政策面ではなく、ソーシャルワークとの相違が前面に出てくることになる。この意味からいえば、村澤が述べる社会学との相違として福祉政策を取り上げて説明したのは、いずれかと言えば、日本の社会福祉学における一番ヶ瀬理論や孝橋理論をもとにした社会福祉学を念頭に置いていると考えられる（田中明彦、田村公江ほか、2023）。そのため、アメリカなどのソーシャルワークを主流とする考えも考察に加える方が社会学と社会福祉学の相違がより一層明確になると思われる。いわば、社会福祉学をソーシャルワークの視点から構築した岡村理論と社会学との相違の検討をこれに加える必要があるとも言え換えられる。

もちろん、ここで述べていることは、いずれの社会福祉学の理論が適切であるかということではなく、制度・政策論と、方法論であるソーシャルワークのいずれもの特徴をとらえたうえで社会学との相違を提示する必要があるということである。

筆者はソーシャルワークが専門であるので、むしろ社会学とソーシャルワークとの相違の視点からいま一度、考察したうえで、公共社会の危機への対応を考えていきたい。

ソーシャルワークの特徴

ソーシャルワークは、現在、グローバル定義により社会正義や人権などに強調点が置かれ、以前のような個と環境との相互作用に強調点を置くことは定義上ではことさらにはなされていない（IFSW, 2014）。これはいかなる専門援助職も個と環境との相互作用に目を向けるという点で、ソーシャルワークの独自性が打ち出しにくくなったという事情も背景にあると考えられる。それでも、ソーシャルワークが個と環境との相互作用に関わることは紛れもない事実である。事実、この定義のあとの支援の実践の章（PRACTICE）においては、個と環境との相互作用の記述は残されている（IFSW, 2014）。

歴史的にも、ソーシャルワークはその前身の一部であるソーシャル・ケースワークの時代から個

と環境への「二重の関心（dual concern）」の視点を持っていたのであり、そこからシステム論の影響を受けながら、人と状況との全体関連性から個と環境との相互作用、さらにエコロジー理論の導入による個と環境との交互作用など、このインターフェイスへの関心は、一時期ソーシャルワークが扱う第一義的な対象とみられてきたほどに重要な視点であった。

この重要な個と環境との相互作用は、ソーシャルワークの「ソーシャル（social）」に関わるので、その意味を考える必要がある。social は日本では現在、社会と訳されているが、この社会の意味は学問分野によってかなり相違する。ソーシャルワークに言うソーシャルの意味に感覚的に非常に近いのは、コロナ禍で使用されたソーシャルディスタンスであらわされているソーシャルの意味であろう。つまり対人や対物という意味である。したがって、ソーシャルワークとは、人や人々と、人や人々やものや制度などとのつながり（social）に働きかける仕事（work）といえる。そういう意味で、ソーシャルワーク学部を有するアメリカでは、同じ社会関係を扱う社会学との相違として、社会学における現状把握と探求の強調に対して、ソーシャルワークは支援を必要とする人々に対する現状把握と働きかける意味の支援という相違としている⁽⁴⁾。もちろん公的機関等で実施されるソーシャルワークが政策の中に組み込まれていることは事実であり、政策に関わることは当然生じる。

ところが、日本においては、社会福祉学部など、社会福祉学を主とする教育であり、しかも、山口も指摘するように連合国軍最高司令官総司令部（General Headquarters; GHQ）による3視点が掲げられたにもかかわらず、歴史的には制度・政策が先行したため、そこにおける社会は、人々が生活する場や制度・政策を中心としたマクロに強調点が置かれて理解されたと言えよう⁽⁵⁾。このため社会学との相違は社会学が把握や探求に対して、村澤が述べたように社会福祉学は福祉政策に特徴があると一般に理解されるようになっていたのも理解できないことではない（田中明彦、田村公江ほか、2023）。

このように考えると、アメリカにおいては社会学とソーシャルワークとの関連を考える方がむしろ現実的と言える。本節では、このような日本において強調されてこなかったソーシャルワークの視点から社会学との相違を考えてみたい。そうすると、先にも述べたように社会学が現実把握と探求とするなら、ソーシャルワークは現実社会における支援を必要とする人々に対して、その現実把握と支援になろう。しかもそこにおける社会の意味は、制度・政策論における社会よりもいっそう対人関係や対物関係、対制度関係に力点を置くことになる。

さらにソーシャルワークの考え方から考察すると、それは小峯が述べるアダムスミス (Adam Smith) の指摘、いわゆる「分業の弊害」に対する対応という点がソーシャルワークの特徴でもある (田中明彦, 田村公江ほか, 2023)。またそれは黒川も指摘するように、科学の発展による細分化への反省でもある (黒川昭登, 1985, 93-98)。分業の発展と科学の細分化によって、支援をしようとする人々は、その症状や問題ごとに対応がはかられ、社会福祉領域でも、制度・政策は、貧困、子ども、障がい者、高齢者などの分野 (field) ごとに制度・政策が実施された。この状況に対して、人やその生活は、あくまでも生活の全体性の視点から把握して支援されるべきとの考えへと舵を切ってきたのがソーシャルワークである。確かにそれぞれの分野ごとに雇用されて勤務するソーシャルワーカーは、それぞれの分野の機関の機能を無視することはできず、その影響を多大に受けるのである⁽⁶⁾。それでも人を全体として、生理-心理-社会的存在として、また個と環境から形成される状況内の存在として把握し支援することをその独自の支援方法としてきた歴史がある (黒川昭登, 1985, 93-98)。

この意味は、決して個人の症状や問題を個の側である生理や心理に焦点化するものでもなく、環境の側である物、金、社会資源、制度や政策に主要な原因を求めるものでもなく、常にそれらの相互作用や交相互作用として把握し支援することに独自性を求めようとしてきた。この理由の一つは、ソーシャルワークが現場から発展して学問として

の成立が後行したという点と、ソーシャルワークが独自の学問体系を形成するよりも、現場の問題に対して学際的に対応することを優先してきたからであろう。心理学のように個に重きを置いて観るのではなく、逆に環境である社会の側に力点を置くわけでもない、social な支援を中心に据えてきたのであり、その意味だけをみると確かに社会学に近似する。しかし個人や人々の症状や問題に対処するときに現場で応用可能な学問を常に積極的に取り入れてきていると考えられる点は、ある意味ソーシャルワークの独自性ともいえるかもしれない。

このようにしてソーシャルワークは、一人の人から、カップル、家族、小集団、組織、地域社会に至るミクロからマクロまでの領域 (area) の理論を取り入れながら広範な生活の全体性の視点から問題に対処してきた (Genevieve De Hoyos et al, 1986)。

公共性の危機に対する ソーシャルワークの課題

生活の全体性を見据えながら、個と環境とのインターフェイスに介入するソーシャルワークは、現代の公共性の危機に対応できるのか、その可能性と課題について考えていきたい。

まず公共性の危機とは何かという重大な課題があるが、ここでは、共に生きることを公にはとらえきれていないことが公共性の危機としておきたい。それは福祉の対象者に対して事業者が使用する時には公益性の危機となろう。

この公共性の危機に対して、村澤は社会学の立場から、「対話」を主張する (田中明彦, 田村公江ほか, 2023)。それはまさに個と環境とのインターフェイスにおける相互作用を重視することである。この視点は、社会学とソーシャルワークとの共通点である。筒井は社会福祉学の中でも特にコミュニティソーシャルワークの立場から、さらに「対話と協働」とし、「そういう空間を地域社会に作っていけるような、そういうソーシャルワーカーが地域に」生まれていくことの重要性を説く (田中明彦, 田村公江ほか, 2023)。確かに昨今の地域福祉やコミュニティ

ソーシャルワークを重視する日本の社会福祉学界においては、この筒井の意見は妥当である。武川も「地域社会学と地域福祉学は地域福祉を媒介にして協力関係を築くことができる」と主張する(武川正吾, 2012)。しかし、それはコミュニティソーシャルワークないしはコミュニティを中心としたソーシャルワークには妥当であっても、ソーシャルワーク全体から見れば不足も感じられる。

コミュニティソーシャルワークはいずれかと言えば、マクロ領域のソーシャルワークに重点がある。しがって、問題の解決には、「協働」が重視され、個の問題に関しても「対話」ということを重視する。これは間違いではない。しかし、臨床ソーシャルワークの立場からみれば、コミュニティソーシャルワーク重視の場合、対話の前提としての個の側の理解と働きかけが弱いといえる⁽⁷⁾。特に日本のソーシャルワーク教育においてはその傾向が近年、強い。

地域福祉やコミュニティソーシャルワークに強調点が置かれている日本の社会福祉現場においては、ややもすると個の精神内界を環境側からのみ対応しようとする傾向が見え隠れしているように感じることがある。私事の例で客観性・普遍性の担保はできないが、あえて例を示そう。地域で社会活動や社会福祉活動に活発に参加し、地域福祉関係の専門家からも高い評価を受けていた学生が、筆者の授業では臨床ソーシャルワークにかかわる個の精神内界の理解やその対応に弱いというか、理解不足というか、そういった学生に出くわしたことが、これまで何度かある。こうした場合、精神内界に問題を抱える一人の利用者に対して、その環境をより良いものに変革したり、ふさわしい社会資源に結びつけることなどについては、こうした学生は確かに支援できるのだが、その利用者の内面の傾向への対応があまりできないことになろう。もちろん、自分では対応できないから他の対応可能な社会資源を紹介するということはできるので問題は生じないと言えばそれまでであり、こうした紹介先の新しい社会資源の場で対応してもらうことも可能であろう。しかし、個の精神内界の問題を抱えていることが多い接近困難な利用者アプローチすることがどこまででき

るのかと心配してしまうのは筆者だけであろうか？

このことは逆に、臨床ソーシャルワークで個の精神内界に深くかかわる対応が適切にできる学生が、社会発信の能力に欠けることもあるという事実にも遭遇する。もちろんそれぞれのソーシャルワーカーが自己の得意分野を伸ばせばいいのであるが、それでも他の領域への理解にかけるよりも、理解し合って高めていくに越したことはないと思う。

確かにミクロの支援方法や個の精神内界を学ぶことが授業内容で皆無と言うわけではない。しかし、個の精神内界の共通の知識や理論ごとに相違する個の精神内界の理解はあくまで知識として学んでも、実践における支援は傾聴、共感、受容の表層的な理解の域をでてはいないのではなかろうか。それは教育的スーパービジョンが十分になされていない現実にも起因するであろう。

実は、個の精神内界の教育内容が少ないだけでなく、逆にマクロそのものに対する方法、いわば日本のコミュニティソーシャルワークの教育内容における技法範囲も狭いと言わざるを得ない。筆者が1992年に指摘したことがやっと今日、社会に認識され、コミュニティ支援の技法が拡大された⁽⁸⁾。それは社会福祉士のカリキュラム改革において、ネゴシエーションなどがとり上げられたことであり、画期的なものと評価できる⁽⁹⁾。しかし、対決に関わる支援方法の内容は他のコミュニティにおける支援方法に比して少なく、アメリカとの比較ではさらに少ないと言わざるを得ない。たとえば、ソーシャルアクションは取り上げられているものの、デモンストレーション(デモ)やその参加者に対するソーシャルワーカーの支援方法、ハンガーストライキなどにおけるストライカー(striker;スト中の労働者・宗教者など)の健康面に対するソーシャルワーカーの支援などの話題はほとんど取り上げられていない⁽¹⁰⁾。

もちろん人間の全体の把握が必要とはいえ、生活の全体をすべて把握することは困難である。よって、時代によって、いわゆる「振り子の動き(pendulum swing)」がソーシャルワークの技法の歴史に見られたように、教育の強調する領域は現

代の社会背景の影響を受ける（小松ほか，1979；黒川，1985）。現代の振り子はマクロ側にシフトしていると言える。しかしだからと言って、そのままよしというわけではない。コミュニティの視点が重要な時代背景があり、「対話と協働」が強調され、それを促進することは大切であるが、生活の全体性や個と環境との相互作用の視点から考えると、人間の精神内界や生理との相互作用を活用することや、社会に対峙する方法や対峙している人を支援する方法を学ぶことも忘れてはならないだろう。そうでなければ、精神的に悩んでいる人や闘争の中で苦しんでいる人との「対話と協働」は難しいのではなかろうか。こうした視点や教育をソーシャルワーク教育に取り入れることが、現代の公共性の危機に真に対応できると筆者は考えている。そうでなければ、公共性の危機に対する本質的な対応が困難になるのではなかろうか？

仏教による新しい視点の導入

公共性の危機とその対応としての日本のソーシャルワークの弱点を克服するための原理や方法を筆者は近年、仏教ソーシャルワークに求めている。

日本は明治以降、西洋化し発展する中で近代化における社会構造の変化を経て、それに追隨して西洋ソーシャルワークの方法でソーシャルワーク教育が実践されてきている。そこにはグローバル定義が求めている「地域性」という視点はなかったと言っても過言ではない（IFSW, 2014）。こうした状況の中で公共性の危機が叫ばれているが、西洋化による歪が一因である公共性の危機を西洋のソーシャルワーク志向だけで対応することで真の解決は見いだされるのであろうか？

さらにあえて言えば、グローバル定義で示された「地域性」という思考法自体が、西洋中心主義、ないしはその事実を継承しているとさえ言われる。つまり、キリスト教中心主義を温存したままで、世界にはそれぞれの「地域性」があると規定すること自体、西洋中心主義であるとも考えられる⁽¹¹⁾。それほどに西洋化によって生じたと考えられる公共性の危機を現代のソーシャルワーク

で対応することには、根が深い問題があると言える。

こうした中で、日本においては従来の西洋からのソーシャルワークを大切にしながらも、日本独自のソーシャルワークを見出す時期ではなかろうか。あるいはアジアに独自のソーシャルワークと言ってもよいかもしれない。筆者はそれの一つを中垣も指摘したように2,500年の歴史を誇る仏教に求めたい（中垣昌美，2014）。筆者の勤務する龍谷大学に深くかかわる仏教をもとに仏教ソーシャルワークの導入を検討している。

仏教は宗教であると言われながらも、その始まりと言われる仏陀は他の宗教に見られるような神格化や神の幼子などではなく、一人の人間としての悟りに基づく自覚の宗教である。この意味で、近年の日本におけるコミュニティソーシャルワーク重視による個の精神内界をやや軽視していると考えられる危機に対して、内省的思考を内包する仏教を応用する可能性はあるといえよう。また、個と環境との相互作用を重視してきたソーシャルワークの理論と、縁起の思想は共に関係性を重視している。一方でコミュニティに対する対峙でも、この仏陀の思想などを取り入れたキング牧師（Martin Luther King Jr.）やガンディー（Mohandas Karamchand Gandhi, મહાત્માજી સરમચંદ ગાંધી）の非暴力指導は、指導者が暗殺されたという事実を深く受け止めながらも、ソーシャルアクションの最たるものとして考察の余地は十分にあろう。社会参画仏教（Engaged Buddhism）も参考となろう⁽¹²⁾。

もちろん仏教はその長い歴史の中でかなり変遷してきていて、批判される点もある。しかし、その思想と実践は大いに日本の現在のソーシャルワークを再考するうえで役に立ち、それによって公共性の危機に対する方法も導き出せるのではないかと考えている。清水が「弱い主体」を大乘仏教の空の思想に関連付けて考察中であるとの意見も、優れて日本のソーシャルワークに活用できる気がしている（田中明彦，田村公江，2023）。

こうした意味で、2023年1月の龍谷大学深草キャンパスにおけるシンポジウムが新たな学際研究の門出となることを期待しているし、筆者も貢献していきたい⁽¹³⁾。

公共性の危機に対応する際の 社会福祉学の課題

最後に、公共性の危機に社会福祉学やソーシャルワークが対応する際における課題を提示しておきたい。

制度・政策論と、方法論としてのソーシャルワークの枠組みで社会福祉学が進展していくことは日本では継続するであろうことから、ここでは社会福祉学という立場から検討したい。

社会福祉学は、幸せを意味する「福」と「祉」を重ねて使用していることから、幸せの2乗というふうに考えれば、人々の幸せを究極の目標としている。その意味で、何が人々の幸せかを常に考察している。現代は、ソーシャルワークのグローバル定義にあるように、人権や社会正義などが重視されている。ということは、何が幸せで何が不幸せかを判断して対応するということになる。それは重要なことであるが、それはまた同時に、善悪が相対的なものであるがゆえに、判断を常に問われる難しさがある。価値観が時代や社会とともに変わるからである。特に社会正義はそうであろう。そこが課題である。つまり、こうした西洋志向のソーシャルワークを基盤に据えると、公共性に重要な「対話と協働」のありようが、時代によって異なる価値観に揺らぎやすくなると考えられる。

社会福祉学の実践が、その時代の善を強調するがゆえに、その善そのものの価値判断を冷静に再考する必要がある、その意味で、客観的・冷静に社会を分析すると言われる社会学の知見は今後ますます重要になろう。また、その共同作業が必要であろう。

今一つは、ソーシャルワークの原点がボランティアにあるということに関連する。特に日本では儒教の影響からボランティアなどの福祉的行為を隠すことの美德があった。大塩が研究した「陰徳の美」である⁽¹⁴⁾。そうした視点はかなり少なくなっただけとはいえ、今でも社会福祉学を学ぶ学生の中には、自己の良き実践をあまり語らない場合がある。むしろ社会ではマスコミを通じて福祉の3K（「きつい」、「汚い」、「危険」）などマイナス面

が強調されてきた。近年はポジティブな5K（「好奇心」、「観察力」、「行動力」、「謙虚なこころ」、「向上心」）や7K（「希望」、「期待」、「感謝」、「感動」、「感激」、「可能性」、「快感」）などといった介護関係の特徴も示され、時代は少しずつ変わりつつある⁽¹⁵⁾。それでも、未だこうした社会福祉活動の利点を社会に広報するという点が弱いと言わざるを得ないので、今後はメディアなどを通じた広報の知識が重要になってこよう。また国連開発計画（United Nations Development Programme; UNDP）の活動はいうまでもなく、近年、健康と貧困の関係も一段と研究が進んできている。こうした意味で、本学社会学部が3学科というやや分離した体制から、2025年4月に現代社会領域、文化・メディア領域、健康・スポーツ社会領域、現代福祉領域による総合社会学部という一学科体制になったことは、公共性の危機を乗り越える「対話と協働」の構築の点で、時代に先駆けた挑戦と言えよう。

こうした流れと上述したシンポジウムを考えるに、すでに石川が、ソーシャルワーク活動と仏教にかかわる論考の中で、ボランティア活動の理念に将来「公共、あるいは公益というかたちで定着していくものが」含まれていくことを予測している点は興味深い（石川到覚, 2018）。

おわりに

最後に、本学社会学部の深草移転を控えて国際社会文化研究所のシンポジウム「公共性の危機」が開催された。その開催の提案をしたうちの一人であったことから、社会学部のFDにおいて、社会学からの清家とともに、社会福祉学から筆者が講演した。本論はその提言をまとめたものである。特に社会学からの「対話」は日本で強調されているコミュニティソーシャルワークにおいても同じく重要で、コミュニティソーシャルワークではそこに「協働」が加わる。しかし、これらだけでは現代の「公共性の危機」に対応するには不十分であると考え、これを補う意味で、個の精神内界の知識とソーシャルアクションにおけるストライカー支援の教育の重要性を述べ、さらに内省的思考を内包する仏教の視点を取り入れる必要性を

説いたものである。

本稿を終えるにあたり、ひとつ加えたい。本学社会学部が龍谷大学の建学の精神を基盤していることは言うまでもないことであるが、あらためて重要なこととして、また今後への提言として、是非に仏教や浄土真宗を入学の段階から学生が触れ、同時にそして専門分野に入ってから、仏教や浄土真宗との関連に立ち戻って考察できる社会学部となることを念願として筆をおきたい⁽¹⁶⁾。

謝辞

FD での報告とこの執筆の提案をしていただいた田中明彦教授には深く感謝します。また、本執筆が遅れに遅れたにも関わらず、共同研究会に誘っていただき、そこでの研究に刺激を受けて執筆を再開できたことから、その研究会名等を記して感謝とします。

(敬称略)

龍谷大学国際社会文化研究所共同研究「複合的危機と公共社会学の課題」研究代表・清家竜介*、田中明彦*、舟橋健太*、築地達郎*、椿原敦子*、栗田修司*、吾郷賢☆および研究協力者の村澤真保呂*

*：龍谷大学，☆：アーツシード京都，劇作家・演出家

注

- (1) 日本学術振興会「別表 専門分野等一覧表」
<https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-jisedai/data/05bunyahyo.pdf> (2025 年 9 月 21 日閲覧)
 および科学研究費助成事業(科研費)公募情報平成 29 年度 系・分野・分科・細目表
 「別表 2 系・分野・分科・細目表」
https://www.jsps.go.jp/file/storage/grants/j-grantsinaid/03_keikaku/data/h29/h29_koubo_06.pdf (2025 年 9 月 21 日閲覧)
 などを参照。なお、学問分野の新設等により、平成 30 年度科研費からは「小区分、中区分、大区分」に変更され、令和 5 年度から、審査区分表の中区分「社会学およびその関連」の小区分に「社会学関連」や「社会福祉学関連」が記載されている。
https://www.jsps.go.jp/file/storage/grants/j-grantsinaid/03_keikaku/data/r05/sohyo.pdf (2025 年 9 月 21 日閲覧)
- (2) 中垣昌美は、方法論には政策的な方法論と技術的

方法論があり、主体がソーシャルワーカーである場合、後者であるとする。中垣昌美(1998)『仏教社会福祉論考』法蔵館、74 頁。

- (3) 現在は、Social Welfare から well-being を目的概念としているが、これは fare (暮らす) や fahren (進む) の動的イメージから being (あり続けること) という状態に強調を移している。
- (4) アメリカのソーシャルワーク大学院では、Sociology と Social Work の相違についてホームページなどで説明している。たとえば、*Social Work vs. Sociology: What's The Difference?* Online Masters in Social Work, University of Nevada, Reno,
<https://onlinedegrees.unr.edu/online-master-of-social-work/resources/social-work-vs-sociology-whats-the-difference/> (2025 年 9 月 21 日閲覧) や、Megan Hampton, *Sociology vs. Social Work: Which Field is Best for you?* Alliant International University
<https://www.alliant.edu/blog/sociology-vs-social-work> (2025 年 9 月 21 日閲覧)
 を参照のこと。
- (5) 種智院大学客員教授の山口幸照の種智院大学における特別講義や日本仏教社会福祉学会における意見陳述を参考にした。
- (6) 機関の機能を重視したのは機能学派であるが、以下を参照のこと。栗田修司(1995)「機能的アプローチ」岡本民夫編著『社会福祉援助技術演習－実践に必要な柔軟な応用思考・動作の訓練』社会福祉士・介護福祉士養成テキスト、川島書店、49 頁－54 頁。
- (7) 臨床ソーシャルワーク (Clinical Social Work) を学んだソーシャルワーカーは、アメリカの多くの州において精神保健福祉支援を担う資格化されたソーシャルワーカーである。この資格を修得しようとする者はソーシャルワーカーの資格をすでに持つものだけでなく、心理学の資格を持つものも目指す高度な資格である。こうした背景もあり、アメリカで精神保健福祉にかかわる専門職の 70% 以上をソーシャルワーカーが担っている点は日本との違いである。日本では臨床ソーシャルワークは臨床福祉論と訳されることがある。本学では臨床福祉学科が設立されたとき臨床福祉論の科目が提供された。当時、筆者はすでに他大学設立時の臨床福祉論の担当になっていたが、本学では臨床福祉論とはどのような科目なのか、本当に必要なのかという議論が生じたほど、日本では理解されていなかったが、今もあまり状況は変わらぬであ

ろう。それほどまでにコミュニティソーシャルワークや地域福祉論が日本では主流である。なお、臨床ソーシャルワークの一元流である臨床ケースワークの日本で初めての書籍は、黒川昭登（1985）『臨床ケースワークの基礎理論』誠信書房であろう。黒川教授は本学の元・教授であり恩師である。なお、アメリカのソーシャルワーカーの状況については、

Anna Scheyett Social workers as super-heroes
TEDxColumbiaSC

<https://www.bing.com/videos/riverview/relatedvideo?q=social+woker+as+a+superhiro&mid=621F16A0C51F01E70029621F16A0C51F01E70029&FORM=VIRE>（2025年9月23日閲覧）を参照のこと。

- (8) 栗田修司（1992）「わが国の社会福祉援助技術演習における達成課題の検討－主に『社会的な視点』と価値に関して－」『日本社会福祉実践理論学会研究紀要』創刊号，39頁－56頁。この中で筆者は、コミュニケーション技法や心理的支援技法、カウンセリング技法などに終始しがちなソーシャルワークの演習において、「社会的な視点」を教育する重要性を提案した。その例として「演劇による社会への投げ掛けの有り方を学ぶべき」と主張し、演劇における構造的視点の重要性に学ぶべきことを述べた。なお、ソーシャルワーク演習などの変遷については、中根真「社会福祉専門教育における演劇的手法の意義と可能性の探求－『臨床の知』の発見・獲得はいかにして可能であるか？－」『龍谷大学論集』468号，61頁－117頁に詳しい。
- (9) 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
令和2年3月6日
「社会福祉士養成課程のカリキュラム（令和元年度改正）」（2020）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000606419.pdf>（2025年9月21日閲覧）には、ネゴシエーションやプレゼンテーション、ネットワークング、コーディネート、ファシリテーションなどが新たな実技指導として提示された。
- (10) 筆者は龍谷大学大学院時代に中垣昌美教授からアメリカのソーシャルワーク教育に関連して、ハンガーストライキに対するソーシャルワーカーの役割や対応について教育を受けたことがある。事実、ストライキそのものに対する教育はアメリカでは高校時代にもなされていると聞かすが、日本では高等学校の教育はもとより、大学院においてもほとんどなされない。ましてソーシャルワークの
- 視点からストライキをどう支援するかはおそらくほとんど教えていないであろう。たとえば、筆者の大学院時代当時でも、Charles Garvin（1987）*Contemporary Group Work*, 2nd ed. Prentice Hall, pp.175-189. など、ストライキに対するソーシャルワーカーの対応などを学ぶ記載があった。
- (11) 国際ソーシャルワークと地域性に関しては、Tatsuru Akimoto（2024）*International Social Work of All People in the Whole World -A New Construction-*, ARIISW-Shukutoku, Junposha. および東田全央・秋元樹・松尾加奈編（2025）『国際ソーシャルワーク－新たな概念構築－』淑徳大学アジア国際社会福祉研究所（ARIISW-Shukutoku），旬報社に詳しい。
- (12) 社会参画仏教は、ビームラーオ・ラムジー・アンベードカル（Bhimrao Ramji Ambedkar, भीमराव रामजी आंबेडकर）などが有名である。アンベントガルについては、共同研究「複合的危機と公共社会学の課題」（代表：清家竜介）の共同研究員である舟橋健太の研究に学ぶことが多く、今後の課題としたい。
- (13) 筆者は臨床の場面から得られた知見を基にして、広義のソーシャルワークにおける支援関係の重要事項を整理し、仏教の視点を交えながら日本仏教社会福祉学会で報告を重ねている。現在、本学の共同研究「複合的危機と公共社会学の課題」（代表：清家竜介）においても議論を重ねているところである。
- (14) 陰徳の例については、大塩まゆみ（2012）『「陰徳の豪商」の救貧思想 江戸時代のフィランソロピー』ミネルヴァ書房に詳しい。
- (15) 5Kや7Kは、藤本加代子とエスコート達（2017）『もう3Kとはいわせない 5Kといわれる介護施設の秘密』PHP研究所や、佐藤陸夫（2016）『福祉と介護「7K」職場の改善術』幻冬舎などを参照。
- (16) 日本仏教福祉学会を牽引してきた一つの代表的な本学において、その学会が推進してきた科目「仏教福祉論」が本学の新しい社会学部の科目から消滅したことは残念であるが、一方で海外フィールドワークプログラムのネパール（筆者担当）行ではネパール開教区 カトマンズ本願寺やチベット仏教小・中・高一貫校である Nyingma Palyul Buddhist Monastery (School) を訪問している。また、新しい演習として仏教ソーシャルワークを内容とするものを立ち上げる予定である。こうした

科目によって学生が本学社会学部で仏教やその文化に触れ、建学の精神に少しでも触れられるよう期待する。

参考文献

- Genevieve De Hoyos, Artcuo De Hoyos, Christian B. Anderson (1986) Sociocultural Dislocation: Beyond The Dual Perspective, *Social Work*, January-February, pp.61-67.
- 長谷川公一 (1998) 「環境社会学の眼で見る・・・ (5) パブリックと『公』の間-NPO 法案の成立をうけて」『書齋の窓』475, 有斐閣。
- 石川到覚「アジアのソーシャルワークにおける仏教の役割-共通基盤の構築に向けて-」郷堀ヨゼフ編著秋元樹, H. H. D. R. ペラ, 石川到覚, ホイ・ロアン, ソバ・オノパス, カルマ・サングボ・シェルバ (2018) 『西洋生まれ専門職ソーシャルワークから仏教ソーシャルワークへ 仏教ソーシャルワークの探求』学文社, 117 頁-138 頁。
- 伊藤志のぶ (2010) 「公共性と公共物-名古屋市水道料を中心に-」『名城論集』89 頁-104 頁。
- International Federation of Social Workers (IFSW) (2014) *GLOBAL DEFINITION OF SOCIAL WORK*, <https://www.ifsw.org/what-is-social-work/global-definition-of-social-work/> (2025 年 9 月 16 日閲覧)
- 小松源助・山崎美貴子・田代国次郎・松原康雄 (1979) 『リッチモンド ソーシャル・ケースワーク「社会的診断論」を中心に』, 1 頁。
- 黒川昭登 (1985) 『臨床ケースワークの基礎理論』, 誠信書房, 28 頁。
- 中垣昌美 (2014) 「エビローグ-仏教社会福祉の課題と展望-」『仏教社会福祉入門』日本仏教社会福祉学会編, 191 頁-193 頁。
- 佐藤友美 (2021) 「企業博物館の公益性・公共性の検討-公共文化施設との共通性と『新しい公共』に注目して-」, 『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要 (教育科学)』第 68 巻第 2 号, 107 頁-119 頁。
- 武川正吾 (2012) 『政策志向の社会学 福祉国家と市民社会』有斐閣, 199 頁。
- 田中明彦, 入澤崇, 小峯敦, 村澤真保呂, 清水耕介, 只友景士, 筒井のり子, 竹内網史 「公共性の危機」と人文・社会科学の課題-2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウムの概要-, 『国際社会文化研究所紀要』第 25 号 (2023 年), 23 頁-34 頁。
- 田中明彦, 田村公江, 入澤崇, 小峯敦, 村澤真保呂, 清水耕介, 只友景士, 筒井のり子, 竹内網史, 栗田修司 (2023) 「『公共性』を問う-2022 年度龍谷大学国際社会文化研究所シンポジウム-『公共性の危機』と人文・社会科学の課題』についての報告-, 『龍谷大学社会学部紀要』第 63 号, 138 頁-177 頁。
- 田中重好 (2002) 「地域社会における公共性-公共性と共同性の交差点を求めて (1)-, 特集: 地域における『公共性』の再編成」, 地域社会学会年報第 14 集 地域社会学会編『地域における「公共性」の再編成』ハーベスト社 14 頁。

The Perspective of Social Welfare in Public Society:
How social work can contribute to resolving the public sphere crisis

Shuji Kurita

In the current era of “the Public Sphere Crisis,” this article presents what social work—an approach from social welfare studies—can do to resolve the crisis, and what issues may arise during the course of such action. Given the historical context in Japan where social welfare studies have prioritized institutional and policy discourse, other academic fields tend to believe that social welfare studies will address the public sphere crisis from the perspective of institutional and policy discourse. However, in this paper, we will examine the problem from the viewpoint of social work. While acknowledging the necessity of “dialogue” as proposed by sociology and community social work, it is also appropriate to add “collaboration” to this framework; but, these elements alone cannot resolve all aspects of the issue. This includes how to address individuals who find it difficult to engage in “dialogue and collaboration,” such as those with mental disabilities or those experiencing stress related to social action. Therefore, we need to educate social workers on knowledge of personal mental worlds as well as methods to support these individuals and strikers burdened with suffering, incorporating a Buddhist viewpoint grounded in introspective thought. Such educational efforts will enable these vulnerable individuals to participate more fully in the process of “dialogue and collaboration.”

龍谷大学社会学部学会会則

平成元年 4 月 1 日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は、龍谷大学社会学部学会と称し、事務所を龍谷大学深草学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、社会学、社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会、シンポジウム、研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で、本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で、龍谷大学の名誉教授である者、又は 10 年以上本会の普通会员であり龍谷大学を退職した者で、常任委員会が認めた者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 庶務委員 | 1 名 |
| (3) 会計委員 | 1 名 |
| (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 | 4 名 |
| (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 | 2 名 |
| (6) 事業委員 | 2 名 |
| (7) 学科委員 | 3 名 |
| (8) 会計監査委員 | 2 名 |

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第 6 条 会長は、龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は、庶務委員がその職務を代理する。

- 2 各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。
- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条第1項第4号から第6号の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

- 第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。
- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、前2号を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項第4号から第6号の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

- 第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。
- 2 常任委員会は、会長、庶務委員、会計委員並びに第6条第4項の各委員長及び学科委員をもって構成する。
 - 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
 - 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

- 第9条 本会に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、普通会員全員で構成する。
 - 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
 - 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

- 第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金 2,000 円を納入する。ただし、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、入会金の納入を免除される。

2 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第13条 普通会員は、年会費 4,000 円を納入する。

2 学生会員は、年会費 4,000 円を半期ごとに 2,000 円ずつ納入する。ただし、休学中は当該期間の会費納入を免除される。

3 賛助会員は、年会費 4,000 円以上を納入する。

4 名誉会員は、年会費の納入を免除される。

5 年会費の納入時期は、普通会員は原則として毎年 6 月とし、学生会員は毎年 4 月、9 月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は、入会時とする。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第 9 条第 4 項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 10 年 6 月 24 日)

平成 10 年 6 月 24 日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成 13 年 3 月 21 日)

平成 13 年 3 月 21 日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成 15 年 3 月 12 日)

平成 15 年 3 月 12 日一部改正。平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 18 年 9 月 27 日)

平成 18 年 9 月 27 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 19 年 3 月 13 日)

平成 19 年 3 月 13 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 22 年 12 月 15 日第 5 条、第 6 条、第 8 条改正)

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 7 月 18 日第 12 条、第 13 条改正)

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則 (平成 29 年 5 月 31 日第 5 条改正)

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 11 月 17 日第 6 条～第 8 条、第 12 条、第 13 条改正)

この会則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項本文及び同条第 5 項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (令和 3 年 11 月 17 日第 4 条改正)

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 2 月 10 日第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条改正)

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6月14日 制定

- 第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学生会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』という。）の発行について定めるものである。
- 第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。
- 第3条 原稿の募集、原稿掲載の決定、『紀要』の編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。
- 2 原稿の掲載は、委員会が決定する。
- 第4条 原稿を筆頭執筆者として投稿できる者は、普通会員、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 非会員の投稿は、普通会員、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者とする原稿の共同執筆者としてのみ認める。ただし、原稿を掲載するにあたって掲載料（2,000円）をあらかじめ納入するものとする。なお、委員会から非会員に執筆を依頼した場合は、筆頭執筆者としての投稿を認め、掲載料を免除することがある。
- 3 学部学生の学生会員は、普通会員を筆頭執筆者とする場合に限り、共同執筆者として原稿を投稿できる。
- 第5条 原稿の種別は、論文（査読付）・論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳・小特集等（以下、論文等とする。）とする。
- 2 小特集は、普通会員を代表者とし、社会学部の教育・研究に資する内容の企画とする。
- 第6条 論文（査読付）の種別で投稿された原稿については、2名の匿名の査読者による査読を行い、査読結果を受けて委員会において掲載の可否を決定する。なお、論文（査読付）以外の原稿については委員会において確認し、掲載を決定する。委員会は、必要に応じて、投稿者への質問、修正依頼を行うことがある。
- 2 査読結果又は委員会の確認事項については、委員会から執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の原稿に関する通知は、指導教員及び執筆者の双方に行う。
- 3 査読の詳細については、『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則に定める。
- 第7条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。
- (1) 論文等は、未発表のものに限る。
- (2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。
- ア 論文（査読付）、論文、小特集の各論文は、30,000字以内
- イ 調査報告、研究資料、翻訳は、50,000字以内
- なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。
- ウ 研究ノート、書評論文、書評は、12,000字以内
- (3) 論文等には、必ず英文タイトルを添付するものとする。
- (4) 論文（査読付）、論文、研究ノート、小特集の各論文には、必ず和文要旨（400字程度）を添付するものとする。
- (5) 論文等は、原則として横書きとする。
- (6) 論文等の注、文献一覧は所属学会で認められている形式で統一して記載する。注

を付ける際は Word 等の脚注機能を使用する。脚注・文末脚注どちらも可とし、提出された原稿で使用している形式の注で『紀要』の編集を行う。

- (7) 論文等で図表を用いた場合は、図表は原稿文中に含めず、別ファイルで提出するものとする。文中に図表を挿入すべき箇所を指示する。図表は Word・Excel のいずれかで作成することを推奨する。これ以外のソフトで作表した場合は、JPEG 又は PDF 形式に変換するものとする。
- (8) 論文等で写真を用いた場合は、原稿提出の際に写真データの原本を提出の上、撮影・掲載の許可を得ていることを委員会に伝える。図表及び写真を他の文献から引用する場合は、引用元を明記する。
- (9) 原稿に利用したデータや事例等について研究倫理上必要な手続を経ていることを本文又は注に明記する。また、記述においてプライバシー侵害がなされないよう細心の注意を払う。

第 8 条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第 9 条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第10条 本規則は、平成元年 6 月 14 日より実施する。

付 則

- 1 平成13年 4 月27日改正
- 2 平成15年 4 月24日改正
- 3 平成17年 5 月11日改正
- 4 平成17年 7 月13日改正
- 5 平成18年 9 月27日改正
- 6 平成20年11月25日改正
- 7 平成24年 1 月17日改正
- 8 平成24年10月16日改正
- 9 平成28年 5 月11日改正
- 10 平成28年11月 9 日改正
- 11 平成29年10月10日改正
- 12 令和 2 年 5 月27日改正
- 13 令和 3 年 5 月19日改正
- 14 令和 3 年11月10日改正

(ただし、第3条第3項の名誉会員に係る改正規定は、令和4年4月1日から適用する。)

- 15 令和 6 年 7 月 2 日改正

『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則

制定 令和6年7月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、『龍谷大学社会学部紀要』規則の第6条に基づく論文(査読付)の査読に関し必要な事項を定めるものとする。

(査読方式)

第2条 論文(査読付)として投稿された原稿については、ダブルブラインド方式による査読を行う。

- 2 査読及び雑誌編集の過程で、投稿者及び査読者の氏名は相互に匿名とし、『龍谷大学社会学部紀要』委員会(以下「委員会」という。)は、投稿者及び査読者のプライバシーを保護する。

(査読対象者)

第3条 博士課程又は修士課程在学中の学生会員は、筆頭執筆者として論文を投稿する際に必ず査読を受けなければならない。

- 2 普通会员及び名誉会員は、論文を投稿する際に希望すれば査読を受けることができる。

(査読プロセス)

第4条 委員会は、別表のフローチャートに従って査読プロセスを運営し、査読の結果を受けて掲載の可否を決定する。

- 2 委員会は、各投稿原稿について2名の査読者を選び、所定の書式により審査を依頼する。必要に応じ、第3の査読者を依頼することができる。
- 3 委員会からの所定回数の督促にもかかわらず、査読者が審査結果を提出しない場合には、委員会は査読者を変更することができる。
- 4 2名の査読者の査読結果が相違した場合は、別表のフローチャートの通りに対応する。また、その措置にあたって、委員会は各査読者から意見を求めることができる。
- 5 委員会は、査読完了後に査読結果を集約・検討し、おおむね1ヵ月程度で掲載の可否、査読者のコメント及び原稿修正期間の指示等を投稿者に通知する。原稿修正期間は2週間を標準として指示する。査読結果は次の評価区分で表記する。
 - A—無修正で掲載可—
 - B—修正後に掲載可—
 - C—修正後に再査読—
 - D—論文(査読付)としては掲載不可—
- 6 再査読においても評価がC、Dの場合、委員会は論文(査読付)以外の原稿種別における掲載又は掲載見送りを決定することができる。

(査読者の留意事項)

第5条 査読者は、所定の査読報告書にしたがって査読を行う。おおむね2週間程度の期間で査読結果を報告する。

- 2 査読者は、執筆者の論述の意図を汲みつつ、論文の価値が高まるようなコメントを行うよう努める。
- 3 報告書において「C—修正後に再査読」とした査読者には、執筆者が原稿を修正した後、おおむね1週間程度の期間で再査読を依頼する。査読者は査読時にコメントした点のみを再査読し、再査読結果を委員会に報告する。
- 4 執筆者が査読を受けて原稿を修正した後、委員会が必要と認めた場合には、査読時

に「A——無修正で掲載可」「B——修正後に掲載可」と評価していた査読者に対しても再査読を依頼することがある。

5 非会員の査読者に査読を依頼した場合、謝礼として図書カードを進呈する。

(論文投稿者の留意事項)

第6条 投稿者は、匿名による査読を行うため、提出原稿においては著者を特定できるような表現は避ける。

2 提出原稿本文のファイルはファイル名を「(論文題目).docx」等とする。論文の冒頭には論文題目のみを記入し、投稿者の氏名は記載しない。

3 投稿者自身が過去に執筆した論文等については「拙著」「拙論」などと表現せずに、筆者名によって表記する。謝辞や研究助成に関する記述は省略する。これらの記述を加筆修正する期間を掲載決定後に設ける。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、龍谷大学社会学部学会常任委員会の議によるものとする。

付 則

この細則は、制定日（令和6年7月2日）から施行する。

別表（第4条関係）

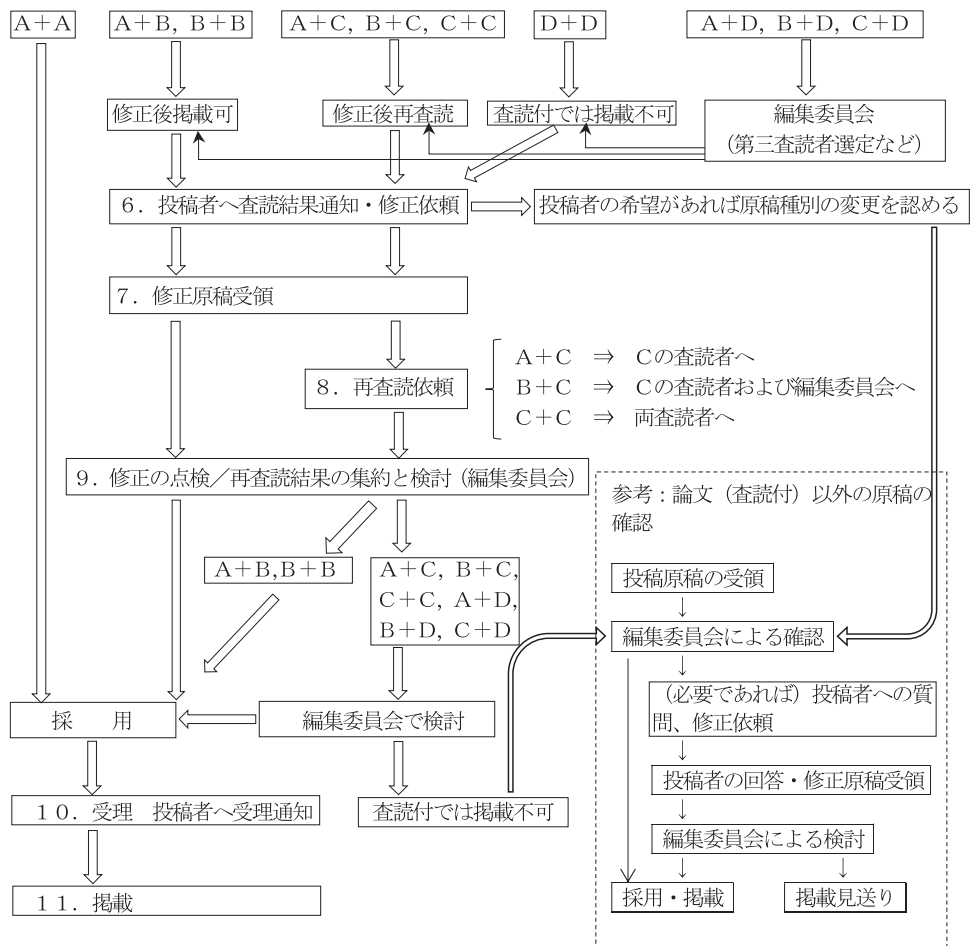
『龍谷大学社会学部紀要』 「論文（査読付）」の 投稿受領から掲載までのフローチャート

1. 投稿原稿を受領
2. 査読者（1原稿あたり2名）を選定
3. 査読を依頼
4. 査読結果受領

査読結果 A：無修正で掲載可
B：修正後に掲載可
C：修正後に再査読
D：論文（査読付）としては掲載不可

5. 編集委員会で集約及び検討

（査読者の審査結果をもとに、編集委員会で検討する。その際の原則は以下の通り）



社会学部学会会員

(50 音順)

会 長	吉 田 竜 司							
社会学部紀要委員	井 上 見 淳 古 莊 匡 義	清 家 竜 介*	山 田 容					(*は委員長)
庶 務 委 員	久 保 和 之							
会 計 委 員	津 島 昌 寛							
社会学部ジャーナル委員	松 浦 哲 郎*	脇 田 健 一						(*は委員長)
事 業 委 員	井 上 辰 樹*	数 実 浩 佑						(*は委員長)
学 科 委 員	大 西 孝 之 松 岡 亮 二	栗 田 修 司						
会 計 監 査 委 員	李 相 哲	渡 辺 めぐみ						
普 通 会 員	五十嵐 海 理 岩 倉 洸 今 野 勝 幸 高 岡 智 子 樽 井 康 彦 筒 井 のり子 中 谷 昇 悟 藤 田 恵 介 松 島 美 芳	井 田 千 明 工 藤 保 則 坂 本 清 彦 立 田 瑞 穂 築 地 達 郎 椿 原 敦 子 畑 仲 哲 雄 舟 橋 健 太 村 澤 真 保 李 复 屏	猪 瀬 優 理 黒 田 浩 一 砂 脇 惠 田 中 明 彦 土 田 美 世子 時 本 義 昭 春 名 苗 前 川 貴 史 山 口 浩 次 渡 邊 悟 史					

執筆者紹介（掲載順）

肖 栄 栄（社会学研究科博士課程） 閻 美 芳（社会学部教授）
舟 木 徹 男（社会学部非常勤講師）* 貫 井 隆（社会学部非常勤講師）*
栗 田 修 司（社会学部教授）

*2025年度賛助会員

編 集 後 記

◇今号も多くの先生方からご投稿をいただき感謝を申し上げます。

査読制度をどのように維持していくべきかを先生方のご意見を参考にしながら、委員の方々とともに考える中で、学術雑誌としての役割の重要性を改めて実感いたしました。また日常業務の合間を縫って査読にご尽力いただいた先生方には心よ

り感謝申し上げます。投稿者の先生方はもちろん、査読にご協力いただいた先生方のおかげで、本雑誌の質を保つことができております。査読制度を立ち上げてくださった前委員の方々の思いを引き継ぎ、今後もより良い雑誌づくりに努めてまいります。

(R. S.)

令和 8 年 3 月 31 日 発行

編 集 『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67
電話 (075)642-1111(代)

**Bulletin
of
the Faculty of Sociology
Ryukoku University**

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

No. 68

2026

CONTENTS

Articles

Issues and Challenges in Care Security Involving the Act on Social Welfare
for the Elderly and the Long-Term Care Insurance Act:

Promoting the right to receive care security of older persons.....Rongrong Xiao (1)

Livelihood Strategies of Chinese Rural Families without Male Heirs:

A case study of rural North China after the one-child policy.....Meifang Yan (18)

Translation

Emil Lederer, Emy Lederer Seidler, "Japan-Europa" (der sechste Kapitel (3))Takashi Nukui
Tetsuo Funaki (30)

Special Issue

The Perspective of Social Welfare in Public Society:

How social work can contribute to resolving the public sphere crisis.....Shuji Kurita (39)

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN